

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則
- 美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県財務規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）
- 岡山県職員の標準職務遂行能力を定める規程
（県例規集登載）

行政改革推進室

財産活用課

税務課

中山間・地域振興課

生活衛生課

技術管理課

建築指導課

会計課

人事課

目次

担当課（室）

【告示】

- 平成二十八年年度県統計調査の実施
- 岡山県保健医療計画の策定
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 保安林の解除予定
- 建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 道路の区域変更
- 道路の区域変更
- 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路及び同令第十条第一項に定める通行方法の指定
- 車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 土砂災害警戒区域の指定
- 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更
- 都市計画の変更
- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

統計分析課

医療推進課

長寿社会課

治山課

監理課

道路整備課

〃

〃

防災砂防課

〃

〃

港湾課

都市計画課

会計課

<p>規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正 <p>【人事委員会】 (以上県例規集登載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 	<p>目次</p>
<p>〃</p> <p>人事委員会</p>	<p>担当課(室)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正 ○ 岡山県人事委員会文書保存分類表の一部改正 ○ 岡山県人事委員会事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程 ○ 選考により採用する職の範囲の一部改正 ○ 選考を任命権者に委任する職の範囲 <p>【選挙管理委員会】 (以上県例規集登載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 <p>【警察本部】 (県例規集登載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県行政情報公開条例の施行に関する 	<p>目次</p>
<p>〃</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>県民応接課</p>	<p>担当課(室)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 規程の一部改正 ○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 (以上県例規集登載) <p style="text-align: center;">【公安委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署協議会運営規則等の一部を改正する規則 ○ 岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載) <p style="text-align: center;">【収用委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地収用の裁決手続の開始決定 〃 	<p style="text-align: center;">目 次</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〃 〃 〃 〃 	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>
	<p style="text-align: center;">目 次</p>		<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>

◎岡山県規則第十八号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

第十一条に次の一項を加える。

3 農村振興課に、鳥獣害対策室を置く。

第十五条の表中「行政情報班」を「行政情報・不服審査班」に、「中山間振興班」を「活力創出班 移住促進班」に、「行政班」を「創生支援班 行政班」に、「福祉のまちづくり班」を「障害福祉企画班」に、「障害者支援班」を「障害福祉サービス班」に、「経営革新班」を「経営・人材支援班」に、「農道整備班 農山村振興班」を「農道整備班」に改める。

第十六条の二第一項に次の一号を加える。

十三 東日本大震災支援に係る総合調整に関する事。

第十六条の二第二項を削る。

第十七条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同条第十八号中「行政情報公開・個人情報保護審査会」を「行政不服等審査会」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく不服申立てに係る連絡調整及び審理員に関する事。

第二十四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 自家用有償旅客運送に関する事。

九 自動車運送代行業に関する事。

第二十五条中第二十号を第二十一号とし、第四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 移住及び定住の促進に関すること。
 - 第二十五条の八第五号中「人権・同和啓発」を「人権啓発」に改める。
 - 第二十六条の四第四号中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護」に改める。
 - 第二十六条の六中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 おかやまマラソンに関すること。
 - 第二十九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。
 - 第三十三条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
 - 四 認知症対策に関すること。
 - 第四十条の二中第八号を削り、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
 - 三 中小企業及びその支援機関等の人材育成に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
 - 第四十四条第一項に次の二号を加える。
 - 八 岡山ハイブリッドメガ生産団地構想の推進に関すること。
 - 九 首都圏及び関西圏における農林水産物のプロモーション及び農業の担い手確保対策に関すること。
 - 第四十四条第二項第二号中「首都圏等における」を削る。
 - 第五十条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「農業会議及び農業委員会」を「農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構」に改め、同号を同条第十八号とし、同条に次の一項を加える。
 - 2 農村振興課鳥獣害対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 農作物鳥獣害防止対策に関すること。
 - 二 鳥獣の管理及び狩猟に関すること。
 - 第五十三条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
 - 四 道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の戦略的維持

管理の推進に関すること。

第五十七条第九号中「道路、河川その他」及び「(以下「公共土木施設」という。)」を削る。

第二百二十六条の表岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会の項中「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」を「岡山県行政不服等審査会」に、「の規定による」を「に基づく」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「具申並びに」を「具申、」に、「具申に」を「具申並びに行政不服審査法に基づく諮問に係る審査請求の調査審議及び答申に」に改め、同表岡山県農業共済保険審査会の項中「提起する保険に関する訴え」を「保険に関する不服」に改める。

第三十条の表美作県民局の項中「収税第二班 収税第三班」を「収税第二班」に改める。

第三十三条の二第一項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項第十三号中「徴収」を「賦課徴収」に改める。

第三十五条第一項中「第十三号」を「第十二号」に改め、同項第七号中「滞納処分票の作成及び」を削り、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条第二項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 認知症対策に関すること。

第三十九条第七項第二十二号中「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

第六十八条の八第一項第四号中「美術に関する教育及び普及啓蒙」を「その他課の所管に属さない事項」に改め、同項第五号を削り、同条第二項第四号中「展示施設の運営」を「美術に関する教育及び普及」に改める。

第二百十条の七第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「研修」の下に「及び普及指導の支援」を加え、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同項第六号中「飼料」の下に「及び堆肥」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 畜産排せつ物の処理及び利用に係る試験、研究及び調査に関すること。

七 堆肥の譲渡に関する事。

第二百十條の七第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第二百十條の八第一項第二号中「材木品種」を「林木品種」に改める。

第二百二十條の四第一項中「成徳学校」の下に「、職業能力開発校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二級地の項中「岡山県備前県民局」を「県庁分庁舎、岡山県備前県民局」に改め、「岡山県自治研修所、岡山光量子科学研究所」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号を削る。

第九条を次のように改める。

（担保の提供に関する書類）

第九条 条例第十一条の三第二項第四号（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項第三号、第十一条の四第二項第三号並びに第十一条の六第二項第三号及び第四項第

三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる提供しようとする担保の種類に応じ、次に定める書類

ア 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる担保（政令第六条の十第一項に規定する振替株式等を除く。） 当該担保の供託に係る供託書の正本

イ 法第十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げる担保 当該担保に抵当権を設定するために必要な書類

ウ 法第十六条第一項第六号に掲げる担保 保証人の保証を証する書面

二 その他知事が必要と認める書類

第十条の見出し中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条中「第十五条の二第二項の規定により差押」を「第十五条の二の三第二項の規定により差押え」に、「財産の差押解除申請書」を「申請書」に改め、同条第二号中「徴収猶予承認年月日及び番号」を「徴収の猶予を受けた日」に改め、同条第四号中「差押」を「差押え」に改める。

第十一条の二第二項中「（以下「期限延長申請書」という。）」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十一条の三の見出しを「災害等による期限の延長に係る申請書の記載事項」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第二十三条第三項の規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

第十四条の表十五の項中「徴収猶予（期間延長）申請書」を「徴収の猶予申請書」に、「第十五条等」を「第十五条の二第一項及び第二項」に改め、同表十六の項中「徴収猶予（期間延長）承認通知書」を「換価の猶予申請書」に、「第十五条第四項等」を「第十五条の六の二第二項」に改め、同表十七の項中「徴収猶予（期間延長）不承認通知書」を「徴収（換価）の猶予期間延長申請書」に、「第十五条第四項等」を「第十五条の二第三項及び第十五条の六の二第二項」に改め、同表中十八の項から二十の項までを次のように改める。

十八 削除

十九 削除
二十 削除

様式第一号中「60日」や「3月」を「~~60日~~」、「~~3月~~」とし、知事が行った処分については異議申立てを、県民局長が行った処分については「~~は~~」を~~する~~。

「 年 月 日

様式第四号中 相続人氏名 を

殿 殿
」

「 年 月 日

住所 ~~は~~「60日」や「3月」を~~する~~、「~~は~~」知事が行った処分については異議申立てを、県民局長が行つ

氏名 殿 殿
」

た処分については「~~は~~」及び「また、」を~~する~~、「6箇月」や「6月」を~~する~~、「異議申立て、」を~~する~~。

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第5号（第14条関係）

強制換価の場合の ^{たばこ税}
_{軽油引取税} 徴収通知書

年 月 日

殿

岡山県知事
岡山県 県民局長



貴庁で強制換価手続に付されている下記製造たばこ・軽油については、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第1項の規定により、売却代金のうちから下記のたばこ税・軽油引取税を徴収します。

特別徴収義務者 納税者	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
強制換価手続に付されている （ 製造たばこ ・ 軽油 ）			徴収する税額等		
財産の名称	性質	数量	税目	税率	税額
執行機関名			差押年月日又は 事件名		

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第6号（第14条関係）

強制換価の場合のたばこ税 軽油引取税徴収通知書

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 殿

岡山県知事
岡山県 県民局長



下記の製造たばこ・軽油が強制換価された場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第1項の規定により、売却代金のうちから下記のたばこ税・軽油引取税を徴収します。

特別徴収義務者 納税者	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
強制換価手続に付されている （ 製造たばこ ・ 軽油 ）			徴収する税額等		
財産の名称	性質	数量	税目	税率	税額
執行機関名			差押年月日又は 事件名		

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。
- 地方税法第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第八号中「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」や「地方税法第14条の16第2項第1号の金額から同項第2号の金額」
と、「60日」や「3月」とあるを、「知事が行った処分については異議申立てを、県民局長が行った処分については」を証し、同様式の備考を次のように定める。

備考 滞納処分費の欄に掲げる金額は、この通知書を作成した日までのものです。

様式第九号中 「要求先の執行機関名」 「」
を 殿」 改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 滞納処分費の欄に掲げる金額は、この要求書を作成した日までのものです。

様式第十号中 「滞 納 者」 「」
を 住（居）所」 住（居）所」 と定める。

様式第十二号、様式第十三号及び様式第十五号中「60日」や「3月」とあるを、「知事が行った処分については異議申立てを、県民局長が行った処分については」を証し、

様式第十六号から様式第二十一号までを次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第16号（第14条関係）

年 月 日

岡山県知事
岡山県 県民局長 殿



個人（法人）番号
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

徴収の猶予申請書

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第 項の規定により，次のとおり徴収の猶予を申請します。

納付 (納入) すべき 徴収金	年度	税目	納期限	本税	延滞金	加算金	滞納 処分費	備考※
上記の徴収金のうち徴収の猶予を受けようとする金額								
地方税法第15条第1項各号に該当する事実		<input type="checkbox"/> 地方税法第15条第1項第 号に該当する事実がある。 <input type="checkbox"/> 地方税法第15条第1項第 号に該当する事実に類する事実がある。						
一時に納付（納入）することができない事情の詳細								
納付 (納入) 計画	分割納付（納入）を 希望する ・ 希望しない							
	年月日	納付 納入 金額	年月日	納付 納入 金額	年月日	納付 納入 金額		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間							
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提供しようとする担保の詳細 又は担保を提供できない特別の事情						

税理士 署名押印	電話番号 (- -)
-------------	-----------------

添付する書類	
<input type="checkbox"/>	猶予該当事実証明書類
<input type="checkbox"/>	財産目録 <input type="checkbox"/> 収支明細書
<input type="checkbox"/>	資産、負債及び収支の明細書
<input type="checkbox"/>	担保関係書類

※備考欄には，期別，課税客体等を記載すること。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第17号（第14条関係）

年 月 日

岡山県知事
岡山県 県民局長 殿



個人（法人）番号
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

換価の猶予申請書

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

納付 (納入) すべき 徴収金	年度	税目	納期限	本税	延滞金	加算金	滞納 処分費	備考※
上記の徴収金のうち換価の猶予を受けようとする金額								
一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細								
納付 (納入) 計画	年月日	納付 納入 金額	年月日	納付 納入 金額	年月日	納付 納入 金額		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間							
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提供しようとする担保の詳細又は担保を提供できない特別の事情						

税理士 署名押印	電話番号 (- -)	添付する書類	
		<input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 資産、負債及び収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類	<input type="checkbox"/> 収支明細書

※備考欄には、期別、課税客体等を記載すること。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第18号（第14条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿
岡山県 県民局長



個人（法人）番号
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

徴収の猶予期間延長申請書
換価

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第3項
第15条の6の2第2項の規定により、次のとおり
徴収の猶予期間の延長を申請します。

納付 (納入) すべき 徴収金	年度	税目	納期限	本税	延滞金	加算金	滞納 処分費	備考※
上記の徴収金のうち徴収（換価）の 猶予期間の延長を受けようとする金								
猶予を受けた期間内に猶予を受けた 金額を納付（納入）することができ ないやむを得ない理由								
納付 (納入) 計画	(徴収の猶予期間の延長の場合) 分割納付（納入）を希望する ・ 希望しない							
	年月日	納付 納入 金額	年月日	納付 納入 金額	年月日	納付 納入 金額		
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間							
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提供しようとする担保の詳 細又は担保を提供すること ができない特別の事情						

税理士 署名押印	電話番号 (-)
-------------	-------------------------

添付する書類	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支明細書
<input type="checkbox"/> 資産、負債及び収支の明細書	
<input type="checkbox"/> 担保関係書類	

※備考欄には、期別、課税客体等を記載すること。
※換価の猶予期間の延長を申請する場合は、必ず納付（納入）計画の欄に記入すること。

様式第19号から様式第21号まで 削除

提供期限	年 月 日 限 り
備 考	1 担保として提供しようとする財産の種類に及び、別紙に掲げる書類を提 供してください。

様式第二十二号中

を

提供期限	年 月 日まで
------	---------

「 民局長が行った処分については」や並「：別紙に担保の提供手続、添付書類を記載して同封する」や「提供しようとする担保の種類に及び、別紙に掲げる書類を添付してくだ
さい」に改める。

様式第二十三号を次のように改める。

並「60日」や「3月」に並「：知事が行った処分については異議申立てを、県

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第23号（第14条関係）

保全担保提供命令書

年 月 日

住所
氏名 殿

岡山県知事
岡山県 県民局長



徴収金の徴収上必要があるので、地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の3第1項の規定により下記のとおり担保の提供を命じます。

担保の内容	担保される徴収金	年 月 日以後に課される	税
	担保される金額		円
	担保の種類	次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提供してください。なお、第三者の所有するものであつても差し支えありません。	
担保の提供期限		年 月 日まで	
備考	1 担保される金額の算出根拠は、次のとおりです。 2 担保の提供手続及び解除条件は、別紙のとおりです。また、提供しようとする担保の種類に応じ、別紙に掲げる書類を添付してください。		

- この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。
- 地方税法第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第二十八号中「60日」を「3月」に改め、「また、」を削り、「6箇月」を「6月」に改める。
様式第三十四号及び様式第三十六号中「60日」を「3月」に改める。

様式第四十三号中 「申請者の名称及び」 「法人名」
代 表 者 氏 名 殿 や 代 表 者 殿」 「氏 名 印」 や 「 印」

「
」

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 2 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。

3 地方税法第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

「法人の名称及び」 「法人名」
様式第四十回中 代 表 者 氏 名 殿 や 代 表 者 殿」

「
記
」

「
」
こ「60日」を「3月」に改める。

様式第四十六号から様式第四十八号まで及び様式第六十三号中「60日」を「3月」に改める。
「市 町 番地」 「住所」

様式第六十八号中
縣 村 氏名 殿
を
こ「60日」を「3月」に改める。

殿
岡山県 県民局長
岡山県 県民局長
「住所」
「市 町 番地」
氏名 殿
を
こ「60日」を「3月」に改める。

様式第六十九号中
岡山県 県民局長
岡山県 県民局長
様式第七十九号及び様式第八十三号から様式第八十五号までの規定中「60日」を「3月」に改め、「また、」を削り、「6箇月」を「6月」に改める。
様式第九十一号及び様式第九十二号中「60日」を「3月」に改める。
様式第三百三号及び様式第三百五号中「60日」を「3月」に改め、「また、」を削り、「6箇月」を「6月」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十一号

岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県土保全条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十六条第一項第八号」を「第十五条第一項第八号」に改め、同条第二項中「第十六条第一項第九号」を「第十五条第一項第九号」に改め、同条第三項中「第十六条第一項第十号」を「第十五条第一項第十号」に改め、同項第二号中「第五条に規定する」を「第五条第一項の」に改める。

第十条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則

(美容師法施行細則の一部改正)

第一条 美容師法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「省令第十九条第一項」を「法第十一条第一項」に改め、同条第四号及び第五号中「省令第二十条」を「法第十一条第二項」に改め、同条第九号中「省令第二十一条第一項」を「法第十二条の二第二項」に改め、同条第十一号中「省令第二十二条第一項又は省令第二十二条の二第二項」を「法第十二条の二第二項」に改める。

様式第三号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第3号（第6条関係）

（表）

収入証紙

美容所開設届

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者
住所
（主たる事務所の所在地）
ふりがな
氏名
（名称及び代表者の氏名）

㊞

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所の名称			
美容所の所在地		電話番号	
構造及び設備の概要	作業所面積	待合室の状況	美容用の椅子の数
	床及び腰板の材質	洗場（器具等洗浄用）	洗髪施設
	蓋付きの汚物箱	蓋付きの毛髪箱	換気の状況
	消毒設備	照明	
	消毒済物品の格納場所	未消毒物品の格納場所	
開設予定年月日	年 月 日	検査希望年月日	年 月 日
同一の場所で現に開設され、又は開設が予定されている理容所	有・無	名称	
		開設予定年月日	年 月 日

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

(裏)

管理美容師の氏名等

氏名	住所	修了証番号及び修了年月日
		第 号 年 月 日

美容師の氏名等

氏名及び生年月日	登録番号及び登録年月日	結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無

(注) 美容師免許証又は美容師免許証明書の原本を持参すること。

その他の従業者の氏名

--	--	--	--

- (添付書類)
- 1 店舗の平面図
 - 2 店舗付近の略図
 - 3 美容師の疾病の有無に関する医師の診断書
 - 4 管理美容師については，その者が管理美容師となる資格を有することを証する書類
 - 5 開設者が外国人の場合は，国籍の記載のある住民票の写し

「 開設者の住所

(ふりがな)

氏 名

様式第四号中

④

を

生 年 月 日

美容所開設届出事項変更届

」

「 開設者

住所

(主たる事務所の所在地)

ふりがな

氏名

(名称及び代表者の氏名)

④

ひ「お届けします」を「届

美容所開設届出事項変更届

」

け出ます」ごぬぬ「所在地」の次に「及び電話番号」を加え、同様式の注を次のように改める。

注 開設届出事項のうち変更のあつた事項について、新旧別に記載すること。
様式第五号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第5号（第6条関係）

岡山県知事 殿 開設者 住所 （主たる事務所の所在地） ふりがな 氏名 （名称及び代表者の氏名） 美容所従業者届出事項変更届 次のおり美容所の従業者に係る届出事項に変更がありましたので、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第2項の規定により届け出ます。	年 月 日	従業者の状況（総数 名） 年 月 日現在 免許所持者 名 その他 名 氏名等 資格 管理美容師 住所 氏名 修了証番号 第 号 修了 年 月 日 氏名 免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日 氏名 免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日 開設者の氏名 美容所の所在地 電話番号 ※ 地区 ※ 区分 美容所の名称
届出事項（従業者の雇入又は解雇，氏名の変更等）		
氏名 ----- 免許所持者・その他	雇入・解雇・変更 年 月 日	氏名 ----- 免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日
氏名 ----- 免許所持者・その他	雇入・解雇・変更 年 月 日	氏名 ----- 免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日
氏名 ----- 免許所持者・その他	雇入・解雇・変更 年 月 日	開設者の氏名 美容所の所在地 電話番号
氏名 ----- 免許所持者・その他	雇入・解雇・変更 年 月 日	※ 地区 ※ 区分 美容所の名称

- (注) 1 該当する文字を○で囲み，※印欄は記入しないこと。
 2 管理美容師を変更する場合は，その者が管理美容師となる資格を有することを証する書類を添付すること。
 3 美容師を新たに雇い入れる場合は，その者の疾病の有無に関する医師の診断書を添付し，美容師免許証又は美容師免許証明書の原本を持参すること。
 4 氏名の変更の場合は，氏名欄に旧姓も（ ）で書くこと。

(理容師法施行細則の一部改正)

第二条 理容師法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「省令第十九条第一項」を「法第十一条第一項」に改め、同条第四号及び第五号中「省令第二十条」を「法第十一条第二項」に改め、同条第九号中「省令第二十一条第一項」を「法第十一条の三第二項」に改め、同条第十号中「省令第二十二條第一項又は省令第二十二條の二第一項」を「法第十一条の三第二項」に改める。

様式第三号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第3号（第6条関係）

（表）

収入証紙

理容所開設届

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者
住所
（主たる事務所の所在地）
ふりがな
氏名
（名称及び代表者の氏名）

㊞

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所の名称				
理容所の所在地		電話番号		
構造及び設備の概要	作業所面積	待合室の状況	理容用の椅子の数	
	床及び腰板の材質	洗場（器具等洗浄用）	洗髪施設	
	蓋付きの汚物箱	蓋付きの毛髪箱	換気の状況	
	消毒設備		照明	
	消毒済物品の格納場所		未消毒物品の格納場所	
開設予定年月日	年 月 日	検査希望年月日	年 月 日	
同一の場所で現に開設され、又は開設が予定されている美容所	有・無	名称		
		開設予定年月日	年 月 日	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

(裏)

管理理容師の氏名等

氏名	住所	修了証番号及び修了年月日
		第 号 年 月 日

理容師の氏名等

氏名及び生年月日	登録番号及び登録年月日	結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無
年 月 日生	第 号 年 月 日	有（病名 ）・ 無

(注) 理容師免許証又は理容師免許証明書の原本を持参すること。

その他の従業者の氏名

--	--	--	--

- (添付書類)
- 1 店舗の平面図
 - 2 店舗付近の略図
 - 3 理容師の疾病の有無に関する医師の診断書
 - 4 管理理容師については，その者が管理理容師となる資格を有することを証する書類
 - 5 開設者が外国人の場合は，国籍の記載のある住民票の写し

「 開設者の住所

(ふりがな)

様式第四号中

同上 氏名

④ を

生 年 月 日

「 理容所開設届出事項変更届 」

「開設者

住所

(主たる事務所の所在地)

ふりがな

氏名

(名称及び代表者の氏名)

④

」 「お届けします」を「届

理容所開設届出事項変更届

」

け出ます」に、「変更時項」や「変更事項」に於て、「所在地」の次に「及び電話番号」を加え、同様式の備考を次のように改める。

備考 開設届出事項のうち変更のあつた事項について、新旧別に

記載すること。

様式第五号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第5号（第6条関係）

岡山県知事 殿 開設者 住所 (主たる事務所の所在地) ふりがな 氏名 (名称及び代表者の氏名) 理容所従業者届出事項変更届 次のおり理容所の従業者に係る届出事項に変更がありましたので、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第2項の規定により届け出ます。		年 月 日		従業者の状況（総数 名）		年 月 日現在	
		氏名等		資格		免許所持者 名 その他 名	
氏名 ----- 免許所持者・その他		雇入・解雇・変更 年 月 日		住所 氏名 年 月 日生		管理理容師	
		氏名 年 月 日生				修了証番号 第 号 修了 年 月 日	
氏名 ----- 免許所持者・その他		雇入・解雇・変更 年 月 日		氏名 年 月 日生		免許所持者・その他	
		氏名 年 月 日生				登録番号 第 号 登録 年 月 日	
氏名 ----- 免許所持者・その他		雇入・解雇・変更 年 月 日		開設者の氏名		理容所の所在地	
		氏名 年 月 日生		※ 区		電話番号	
氏名 ----- 免許所持者・その他		雇入・解雇・変更 年 月 日		※ 区		理容所の名称	
		氏名 年 月 日生		※ 分			

- (注)
- 1 該当する文字を○で囲み、※印欄は記入しないこと。
 - 2 管理理容師を変更する場合は、その者が管理理容師となる資格を有することを証する書類を添付すること。
 - 3 理容師を新たに雇い入れる場合は、その者の疾病の有無に関する医師の診断書を添付し、理容師免許証又は理容師免許証明書の原本を持参すること。
 - 4 氏名の変更の場合は、氏名欄に旧姓も（ ）で書くこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 第二条の規定による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第三項中「設計書、」を削る。

第二十六条第二項及び第三十八条第二項中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

様式第一号中「別添添付書のとおり」を「別添添付図書のとおり」に改め、同様式第一条の項1中「標準地」を削り、同様式第二条の項中「（以下「標準地」という。）」を削り、同様式第十三条の項2中「以下の表はにおいて可也」を削り、同様式第十八条の項3中「備いて、」の次に「標準の」を、「とりまとめ、」の次に「標準」を加え、同項4中「標準」を「第2項」に、「第1項の」を「第1項各号に掲げる」に改め、同様式第三十四条の項8中「あった」を「あつた」に改め、同項9中「しなかつた」を「しなかつた」に、「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改め、同様式第三十九条の項3中「備い處の」を削り、同様式第四十五条の項2及び3、第四十九条の項3並びに第五十一条の項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改め、同様式第五十三条の項中「標準の標準地」を「標準地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結した請負契約（同日前に落札者又は契約の相手方を決定したものを含む。）に係る工事については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第二十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年岡山県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」及び「を」を「。以下「政令」という。」及び「」に改める。

第六条を第八条とする。

第五条第一項第一号中「認める」を「認めた」に改め、同条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条第一項第一号中「書類」を「書面」に改め、同条第二項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(通行障害建築物の要件の特例)

第三条 省令第三条の規則で定める場合は、当該建築物の敷地の地盤面(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第二項に規定する地盤面をいう。)が前面道路の路面の中心より低い場合とする。

2 省令第四条の規則で定める距離は、政令第四条各号に定める距離に、それぞれ前項の建築物の敷地の地盤面の高さと同項の前面道路の路面の中心の高さとの差に相当する距離を加えたものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類)

第四条 省令第五条第四項の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。

一 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書面の写し

二 その他知事が必要と認めた図書又は書面

附則第二項中「第六条第一号」を「第八条第一号」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「~~様式第一号~~」を「~~様式第二号~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第七条の耐震診断が完了した同条に規定する要安全確認計画記載建築物であつて、特別の事情があるものとして知事が認めるものについて同条の規定による報告を行う場合には、同号に掲げる写しの添付を要しないものとする。

3 この規則による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十五号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二百八十五条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

別表第八土地の項中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「とき。」に改める。

様式第三十三号（その一）中「不服申立て」を「審査請求」とし、「あつた」を「あつた」とし、「30日」を「3月」とし、「不服の申立て」を「審査請求」と改める。
様式第四百十二号中

「
(1) この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、
岡山県知事
総務大臣
を
に対して審査請求をし、又は岡山県知事に対して異議申立て
を
すること。」
を
削る。

「(1) この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすること。」
を
削る。
「6箇月」を「6月」と改め、同様式の注を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県訓令第五号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員の標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の規定により、職員の標準的な職（同条第一項第五号の標準的な職をいう。以下同じ。）及び標準職務遂行能力（同号に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 職員の標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる等級に任用された職員の属する職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。

(標準職務遂行能力)

第三条 次の各号に掲げる標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力は、それぞれ当該各号に定める表に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一の一の項の下欄に掲げる標準的な職 別表第二の一
- 二 別表第一の二の項の下欄に掲げる標準的な職 別表第二の二
- 三 別表第一の三の項の下欄に掲げる標準的な職 別表第二の三
- 四 別表第一の四の項の下欄に掲げる標準的な職 別表第二の四
- 五 別表第一の五の項の下欄に掲げる標準的な職 別表第二の五

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条、第三条関係）

職務の種類	職制上の段階（等級）	標準的な職
-------	------------	-------

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二 研究職 給料表の 適用を受 ける職員 の職務					一 行政職 給料表の 適用を受 ける職員 の職務								
一級	二級	三級	四級	五級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
技師	要とする業務を行う技師 研究員又は高度の知識若しくは経験を必 要とする業務を行う技師	専門研究員	特別研究員	困難な業務を所掌する研究所の長	主事	高度の知識又は経験を必要とする業務を 行う主事	主任	主幹	副参事	課長	困難な業務を所掌する課長	次長	部長

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

四 医療職 給料表(二) の適用を 受ける職 員の職務								三 医療職 給料表(一) の適用を 受ける職 員の職務			
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	一級	二級	三級	四級
技師	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師	主任	困難な業務を行う主任	副参事又は主幹	家畜保健衛生所の長又は保健所の課長	長 困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長又は保健所の困難な業務を所掌する課長	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長又は保健所の特に困難な業務を所掌する課長	技師	保健所の課長	保健所の長	困難な業務を所掌する保健所の長

別表第二の一（第三条関係）

一 部長		標準的な職
構想	倫理	標準職務遂行能力
大局的な視野と将来的な展望に立って、所掌する業務を推進することができる。	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部内を横断する課題や部内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	

五 医療職 給料表(三) の適用を 受ける職 員の職務						
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
技師	師 技術又は経験を必要とする業務を行う技師	行う技師 高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師	主任	副参事又は主幹	保健所の課長	保健所の困難な業務を所掌する課長

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

		二 次長				
判断	構想	倫理	組織統率	業務運営	説明・調整	判断
<p>部内の重要課題について、部長を助け、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、部内の重要課題について、部長を助け、基本的な方向性を示すことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>強い指導力を発揮し、部内の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しを部内に徹底することができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>部の責任者として、部内を横断する課題や部内の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

		三 困難な業務を所掌する課長					
業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	組織統率	業務運営	説明・調整
<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、上司を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>困難な業務を所掌する課の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、困難な業務に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、困難な業務に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。</p>	<p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、部長を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

<p>五 副参事</p>							<p>四 課長</p>
<p>倫理</p>	<p>育成 組織統率・人材</p>	<p>業務運営</p>	<p>説明・調整</p>	<p>判断</p>	<p>構想</p>	<p>倫理</p>	<p>育成 組織統率・人材</p>
<p>全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することがで</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>課の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

八 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事		七 主任						
コミュニケーション	知識・技術	倫理	業務遂行	説明・調整	協調性	課題対応	倫理	業務遂行
コミュニケーションをとることができる。	業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。

別表第二の二(第三条関係)

標準的な職	一 困難な業務を所掌する研究所の長
倫理	倫理
標準職務遂行能力	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、研究所内の重要研究課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
構想	<p>組織方針に基づき、所掌する困難な研究業務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、研究所内の重要研究課題について、基本的な方向性を示すことができる。</p>

九 主事	倫理	知識・技術	コミュニケーション	業務遂行
業務遂行	倫理	知識・技術	コミュニケーション	業務遂行
<p>経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

		二 特別研究員					
判断	構想	倫理	育成	業務運営	説明・調整	判断	
<p>所掌する研究業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>組織方針に基づき、所掌する研究業務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、研究課題に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、研究所内の研究課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>所掌する研究業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、研究所を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>困難な研究業務を所掌する研究所の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>きる。</p>

		三 専門研 究員					
業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案、事 務事業の実施	倫理	育成 組織統率・人材	業務運営	説明・調整
段取りや手順を整え、効率的に研究業務を進めることができる。	担当する研究業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	組織や上司の方針に基づいて、研究業務に係る企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。	全体の奉仕者として、責任を持って研究課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	コスト意識を持って効率的に研究業務を進めることができる。	所掌する研究業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

		四 研究員 又は高度 の知識若 しくは経 験を必要 とする業 務を行う 技師			五 技師		
業務遂行		倫理	業務遂行	説明・調整	協同性	業務遂行	倫理
意欲的に研究業務に取り組むことができる。	コミュニケーション の上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	知識・技術 研究業務に必要な知識・技術を習得することができる。	倫理 全体の奉仕者として、責任を持って研究業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	業務遂行 計画的に研究業務を進めるとともに、担当する研究業務のチェックを行い、確実に研究業務を遂行することができる。	説明・調整 担当する研究業務について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	協同性 上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	倫理 全体の奉仕者として、責任を持って研究業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

別表第二の三（第三条関係）

						標準的な職
						一 困難な業務を所掌する保健所の長
育成	組織統率・人材	業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理
指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げると	県民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、保健所を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができる。	困難な業務を所掌する保健所の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。	組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、公衆衛生に関する重要課題について、基本的な方向性を示すことができる。	公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、保健所内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	標準職務遂行能力

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

<p>三 の課長 保健所</p>							<p>二 の長 保健所</p>	
<p>倫理</p>	<p>育成 組織統率・人材</p>	<p>業務運営</p>	<p>説明・調整</p>	<p>判断</p>	<p>構想</p>	<p>倫理</p>		
<p>公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、保健所を代表し、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>保健所の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、公衆衛生に関する課題に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、保健所内の課題に責任を持って取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>ともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	

別表第二の四（第三条関係）

				四 技師				
業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	倫理	業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案、事務事業の実施	
意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	公衆衛生に関する業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。	公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、責任を持って業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	保健所の課の責任者として、適切な判断を行うことができる。	組織や上司の方針に基づいて、公衆衛生に関する業務の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。	守し、公正に職務を遂行することができる。

		標準的な職			標準職務遂行能力
		一 特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長又は保健所の特に困難な業務を所掌する課長			
業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	
<p>は課内に徹底することができる。</p> <p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しを所内又は課内に徹底することができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、家畜保健衛生所又は保健所の課を代表し、特に困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所又は保健所の特に困難な業務を所掌する課の責任者として、所掌する業務の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>	<p>組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、家畜衛生又は公衆衛生に関する特に重要な課題について、基本的な方向性を示すことができる。</p>	<p>家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、所内又は課内の特に重要な課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	

		二 困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長又は保健所の困難な業務を所掌する課長			
業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	組織統率・人材育成
<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、家畜保健衛生所又は保健所の課を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>困難な業務を所掌する家畜保健衛生所又は保健所の困難な業務を所掌する課の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、家畜衛生又は公衆衛生に関する困難な課題に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、所掌する困難な業務に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>強い指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

		課長 保健所の の長又は 健衛生所 三 家畜保				
育成 組織統率・人材	業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	育成 組織統率・人材
適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、家畜保健衛生所又は保健所の課を代表し、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。	家畜保健衛生所又は保健所の課の責任者として、適切な判断を行うことができる。	組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、家畜衛生又は公衆衛生に関する課題に対応するための方針を示すことができる。	家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、所掌する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

四 副参事 又は主幹		五 困難な 業務を行 う主任				
倫理	企画・立案、事 務事業の実施	判断	説明・調整	業務遂行	倫理	課題対応
<p>家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、家畜衛生又は公衆衛生に関する業務の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、困難な課題に対応することができる。</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

七 高度の 技術又は					六 主任				
倫理	業務遂行	説明・調整	協調性	課題対応	倫理	業務遂行	説明・調整	協調性	
家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むと	計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。	家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に困難な業務を遂行することができる。	担当する困難な事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	

別表第二の五（第三条関係）

標準的な職									経験を必要とする業務を行う技師
	業務遂行	コミュニケーション ヨン	知識・技術	倫理	業務遂行	コミュニケーション ヨン	知識・技術		
標準職務遂行能力	意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に必要な知識・技術を習得することができる。	家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	家畜衛生又は公衆衛生に関する業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。	ともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二 保健所 の課長	一 保健所 の困難な 業務を所 掌する課 長					
倫理	組織統率・人材 育成	業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理
<p>公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、保健所の課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に</p>	<p>指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、保健所長を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>困難な業務を所掌する保健所の課の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、公衆衛生に関する困難な課題に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、困難な業務に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

三 副参事 又は主幹							
倫理	組織統率・人材 育成	業務運営	説明・調整	判断	構想	職務を遂行することができる。	
企画・立案、事務事業の実施	公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服従規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、保健所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。	保健所の課の責任者として、適切な判断を行うことができる。	組織方針に基づき、所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、公衆衛生に関する課題に対応するための方針を示すことができる。	職務を遂行することができる。	
組織や上司の方針に基づいて、公衆衛生に関する業務の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。							

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

五 高度の									
倫理	業務遂行	説明・調整	協調性	課題対応	倫理	業務遂行	説明・調整	判断	
公衆衛生に関する業務に従事する者としての責	計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	公衆衛生に関する業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。	公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組みとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

七 技師	六 技術又は 経験は必要とする業務を行う技師				技術又は 経験を必要とする業務を行う技師			
倫理	業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	倫理	業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	
<p>公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職</p>	<p>経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>公衆衛生に関する業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	<p>公衆衛生に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>公衆衛生に関する業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。</p>	<p>任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	
上司・同僚等の協力を得ながら、意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	公衆衛生に関する業務に必要な基本的な知識・技術を習得することができる。	務を遂行することができる。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第九十二号

平成二十八年度において、次に掲げる県統計調査を実施する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）作成の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項
生産、出荷及び在庫の数量
- (2) その基準となる期日又は期間
毎月末日

4 報告を求める者

2の事業所のうち約六十事業所

5 報告を求めるために用いる方法 郵送調査

6 報告を求める期間 毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

(1) 報告を求めらる事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求めらる者

県内全市町村

5 報告を求めらるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めらる期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光施設等（以下「観光施設等」という。）の観光客数、観光内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光振興に役立てる。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 年間入込数がおおむね一万人以上の観光施設等

(2) 観光施設等を訪れた観光客

3 報告を求めらる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらる事項

ア 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、当該観光施設等の月別入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客の居住地及び使用交通機関等

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、平成二十八年五月、八月及び十

- 4 報告を求める者
一月並びに平成二十九年二月のうち各二日間

(1) 2 (1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、当該観光施設等のうち約五百箇所

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約五千人

- 5 報告を求めるとに用いる方法

(1) 2 (1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、郵送調査

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

- 6 報告を求めると期間

(1) 2 (1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、平成二十九年一月

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、毎四半期

- 7 実施部課名

産業労働部観光課

四 県民健康調査

- 1 県統計調査の目的

健康増進法に基づき策定している健康増進計画「第二次健康おかやま二十一」の中間評価及び計画の見直しに必要な基礎資料を得るため、県民の健康状態及び健康に影響を及ぼす生活習慣等の状況を明らかにする。

- 2 県統計調査の対象の範囲

県内世帯の満一歳以上の世帯員

- 3 報告を求めると事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めると事項

身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣

(2) その基準となる期日又は期間

平成二十八年十月一日から同年十一月三十日までの間の日曜日及び祝日を除く

任意の一日

- 4 報告を求めると者

県内の約千世帯のうち満一歳以上の世帯員約二千五百人

- 5 報告を求めるとに用いる方法

調査員調査

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

6 報告を求める期間

平成二十八年十月一日から同年十一月三十日まで

7 実施部課名

保健福祉部健康推進課

◎岡山県告示第九十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、岡山県保健医療計画を定め、平成二十八年四月一日から施行する。

その計画の概要は次のとおりであり、その計画書は岡山県保健福祉部医療推進課及び県内の各県保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県保健医療計画の概要

一 計画策定の趣旨

急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加等の疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康に対する意識の高揚等により、近年の保健医療を取り巻く環境は著しく変化している。また、医師、看護師等の医療従事者の確保等の問題も生じている。

こうした中、県民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るためには、医療が保健・福祉と連携を取りながら、質の高い医療サービスを地域において切れ目なく提供するための保健医療体制を確立し、充実した保健医療施策の推進を図ることが必要である。

本県では、平成二十三年四月に、医療法に基づき第六次岡山県保健医療計画を策定し、さらに平成二十五年三月には、精神疾患医療体制の構築や在宅医療体制の充実・強化、疾病又は事業ごとのPDCAサイクルの推進等の新たな課題に適切に対応するために必要な改訂を行ったところであるが、当該計画の目標年次が平成二十七年度とされていることから、国が定めた「医療提供体制の確保に関する基本方針」に即し、安全で安心な保健医療体制を構築するために、第七次岡山県保健医療計画を策定した。

二 計画の基本理念

本県では、県政の最上位計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン」において、県民誰もが、いつでも、どこでも、良質で先進的な保健・医療・福祉サービスを受けられる環境を整備し、健康で生きる喜びを感じられ、住み慣れた地域で自立して暮らせる社会の実現を図ることとしている。

これを踏まえたこの計画の基本理念は、「すべての県民がいいきとした生活を送れるよう、県内どこに住んでも質の高い保健医療サービスが効率的に受けられる

体制の充実」とし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った、医療情報の提供や疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、病院等施設や地域におけるより良質で効率的な保健医療体制の確立を目指す。

三 計画の性格

この計画は、次のような性格を有する。

1 医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、都道府県が策定する医療計画である。

2 県民の高い健康水準の確保を目指し、少子化や高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画である。

3 市町村においては、保健医療行政の計画的な推進のための指針となることを期待するものである。

4 県民、関係機関、関係団体等においては、この計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するものである。

四 計画の期間

平成二十八年度から平成二十九年度までの二年間とする。ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととする。

五 保健医療圏

1 設定の趣旨

県民が住み慣れたところで安心して生活していくためには、県民が必要とする保健医療サービスを、だれでも、いつでも、どこでも、必要に応じて適切に受け取ることができるようにする必要がある。

保健医療圏は、こうした県民の保健医療需要に的確に応えるために、保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域的単位である。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療等に対応する基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位として、市町村の区域とする。

(2) 二次保健医療圏

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制づくりを目指す地域的単位で、この計画の最も基本となる圏域として位置付けられるものであり、次の表の五圏域とする。

区分	構成市町村
県南東部保健医療圏	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
県南西部保健医療圏	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見保健医療圏	高梁市、新見市
真庭保健医療圏	真庭市、新庄村
津山・英田保健医療圏	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

(3) 三次保健医療圏

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域であり、その体制を整備していくための地域的単位は、県全域とする。

六 基準病床数

医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数を次のとおり定める。

1 療養病床及び一般病床

区 域	基準病床数
県南東部保健医療圏	八、九四〇
県南西部保健医療圏	七、四六三
高梁・新見保健医療圏	三一〇
真庭保健医療圏	四五〇

津山・英田保健医療圏	一、六一八
合 計	一八、七八一

2 精神病床、感染症病床及び結核病床

県 全 域	区 域		
	結核病床	感染症病床	精神病床
	五四	二六	五、〇四二
	基準病床数		

七 施策の概要

1 地域医療構想の推進

医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想を策定し、その達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進を図る。

2 医療提供体制の整備

安全・安心な医療の提供を図るとともに、医薬分業の定着支援を行う。

3 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）並びに五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療の医療連携体制の構築を図る。

4 地域保健医療・生活衛生対策の推進

臓器移植・造血幹細胞移植医療対策、感染症対策、難病対策、健康危機管理対策、医薬安全対策及び生活衛生対策を推進する。

5 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進

健康増進、母子保健、学校保健、職域保健、高齢者支援、心身障害児（者）支援、歯科保健、保健所の機能強化及び健康づくりボランティアの育成に対する総合的な取組を推進する。

6 保健医療従事者の確保と資質の向上

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員その他の保健医療従事者の確保と資質の向上を図る。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふれあいの里指定訪問介護事業所

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川四三九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鏡野町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川四三九番地一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇一五〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字長谷三一九〇の二、三一九八の四、三一九八の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第九十六号

平成二十八年度において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に定める建設工事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

資格審査を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成二十六年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る法第二十七条の二十九第一項の規定により通知された総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、千五十点上である者であること。

6 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外業者」という。）については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務（以下「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。

11 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から10までに定めるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から13までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状（原本）
- 6 総合評定値の通知書の写し

- 7 岡山県税の納付義務のある者は、岡山県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
 - 8 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 9 岡山県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
 - 10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - 11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
 - 12 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
 - 13 1から12までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 1 提出期間 随時（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によっては、入札執行日までに資格審査が完了しない場合がある。
 - 2 提出場所 岡山県土木部監理課建設業班（千七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）
 - 3 提出方法 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。
- 五 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間 資格を付与された日から平成二十九年五月三十一日までとする。
 - 2 更新手続 平成二十九年二月五日から同月十五日まで（休日を除く。）に三に定める申請書類を四2の場所に提出すること。
- 六 その他
- 1 申請書の作成に使用する言語
申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。
 - 2 申請者への資格審査の結果通知

文書で通知する。

3 入札公告の方法

令第百六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 資格審査についての問い合わせ先

岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六一七四六三）

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山倉敷線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市下庄字新溝六三〇番一	地先から	新	一四・〇	三・二
倉敷市下庄字新溝六三二番二	地先まで	旧	一八・〇	三・二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野部備中線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇	番二〇地先から			

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 牛窓邑久西大寺線
 三 道路の区域

新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇 番二六地先を経て	新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇 番二〇地先から	新見市哲西町大野部字指根ケ丸一五七〇 番二六地先まで
新	旧	
六・八〇 二四・〇	四・〇〇 一〇・五	
二九九・〇	三〇九・〇	

瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六八番一 地先から	瀬戸内市邑久町豊原字中尾一九七三番一 地先を経て	瀬戸内市邑久町豊原字中尾二〇四三番地 先まで
新	新	
一六・八〇 三一・九	四・九〇 二一・〇	
五四・四	七八・〇	

瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六八番一 地先から 瀬戸内市邑久町豊原字中尾一九七三番一 地先を経て 瀬戸内市邑久町豊原字中尾二〇四三番地 先まで	旧	一六・八 三・九	五 四・四
--	---	-------------	----------

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成二十八年三月三十一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町尾原字池下一五二八番 一地先から	新	六・二〇 二八・〇	六二八・五
加賀郡吉備中央町尾原字尾在一〇六〇番 一地先を経て	旧	六・二〇 二八・〇	六二八・五
加賀郡吉備中央町尾原字池下一五二八番 一地先から	旧	三・四〇	二八五・二

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 美袋停車場線
 三 道路の区域

加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで
二〇・〇

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
総社市美袋字花屋一八二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	新	新	一・八〇 一五・六	三八・二	
総社市美袋字花屋一八二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	旧	旧	三・〇〇 四・五	一六〇・七	
総社市美袋字花屋一八二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	新	新	一・八〇 一五・六	三八・二	
総社市美袋字花屋一八二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	旧	旧	三・〇〇 四・五	一六〇・七	

一 道路の種類 県道
 二 路線名 三浦勝北線
 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	新	一・八〇 一五・六	三八・二
		旧	旧	三・〇〇 四・五	一六〇・七
		新	新	一・八〇 一五・六	三八・二
		旧	旧	三・〇〇 四・五	一六〇・七

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

<p>津山市市場字一貫田九五三番一地先まで ら 津山市市場字広畑ケ一五五二番一地先か ら 津山市市場字一貫田九五三番一地先まで</p>	<p>津山市市場字一貫田九五三番一地先まで ら 津山市市場字道ケ市一〇二八番三地先を 経て 津山市市場字一貫田九五三番一地先まで</p>	<p>津山市市場字一貫田九五三番一地先まで ら 津山市市場字道ケ市一〇二八番三地先を 経て 津山市市場字一貫田九五三番一地先まで</p>
<p>旧</p>		<p>新</p>
<p>六・〇 〇・〇 四〇・〇</p>	<p>五・五 二二・〇</p>	<p>五・五 二二・〇</p>
<p>三九〇・〇</p>	<p>三二二・〇</p>	<p>三二二・〇</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第百九十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	四二九号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六五七番三地先から 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三四番一地先まで
県道	水島港唐船線	倉敷市亀島一丁目六番一九地先から 倉敷市水島川崎通一丁目一番五一八地先まで
県道	倉敷西環状線	倉敷市亀島一丁目六番一九地先から 倉敷市広江二丁目一五番三一地先まで

二 指定する日

平成二十八年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空

障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第二百号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	四二九号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六五七番三地先から 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三四番一地先まで

二 指定する日

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

浅原地区（追加）

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和五十九年岡山県告示第三百四十九号の六で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市大字浅原字水舟一四八五番一	一号及び二号	
〃	三号から五号まで	
〃	〃	〃
〃	一四八一番一	〃
〃	〃	〃
〃	一四八三番一	六号

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第二百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

五石地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県備前市大字三石字西ノ谷	三三二〇番	一号及び十四号
〃	三三二三番一	二号
〃	三三一一番一	三号
字裏ノ谷	三三二四番	四号から六号まで
字地藏ノ元	三七九五番三	七号
〃	三七九五番二	八号
〃	三八七二番	九号
字小山北	三九二三番	十号
字川端	三九一八番	十一号
字西ノ谷口上	三八九五番一	十二号
〃	三八九七番一	十三号

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇二K天城台〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K生坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K加須山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K加須山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K木見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K木見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K串田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K倉敷ハイツ〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島宇野津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島塩生〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二〇二K児島下の町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島田の口〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島田の口〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島田の口〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K下津井〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K下津井〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K庄新町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K新田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二〇二K玉島柏島〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K連島町連島〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K連島町連島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K連島町西之浦〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K連島町西之浦〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K中帯江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二〇二D児島味野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D黒石〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D串田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D串田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D尾原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D生坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D浅原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二K真備町箭田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町辻田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町辻田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船穂町船穂〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K呼松〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K山地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船倉町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船倉町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二〇二D児島宇野津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島宇野津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島宇野津〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島宇野津〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島通生〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島田の口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島由加〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島由加〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島由加〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D児島由加〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D菰池〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D下津井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D下津井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D下津井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D曾原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D粒江〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D西岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D林〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D林〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D林〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D林〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D林〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇二D福江〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D福田町福田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D福田町福田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D船穂町柳井原〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇二D真備町下二万〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇五K尾坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K尾坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K尾坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K走出〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K走出〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K走出〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K走出〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K走出〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二〇五D茂平〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D茂平〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D用之江〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D平成町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D平成町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D平成町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D平成町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D平成町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D走出〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D走出〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇五D関戸〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D関戸〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D尾坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五K茂平〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇五D茂平〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D茂平〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D茂平〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D山口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D山口〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉田〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第二百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇七丁上稲木町〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁高屋町〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁美星町宇土〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁美星町烏頭〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁芳井町上嶋〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁芳井町上嶋〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁芳井町種〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁芳井町花滝〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁芳井町山村〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇七丁芳井町山村〇〇二	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県告示第二百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二三K北佐古田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K北佐古田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K多賀〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K山口〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K山口〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K由津里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一三	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一五	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一六	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

二二三D由津里〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D町苅田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇五	土石流	次の図のとおり

二二三丁斎富〇〇一

地滑り

次の図のとおり

二二三丁長尾〇〇一

地滑り

次の図のとおり

二二三丁中勢実〇〇一

地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第二百七号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、水島港臨港地区に係る商港区、工業港区及び修景厚生港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第二百十号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十八年三月二十九日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市児島味野二―二―六一	所在地	売りさばき人
有限会社片岡商店 代表取締役 片岡均	名称及び代表者の氏名	
倉敷市児島味野二―二―六一	変更後の売りさばき場所	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

〔一一一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン和気A地区

所在地 和気郡和気町福富四二二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役社長 大門 淳

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

（変更後）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

4 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

二 届出年月日

平成二十八年三月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年三月二十九日から同年七月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

〔一一二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングセンター サンモール

所在地 和気郡和気町福富四九〇番

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社太陽コーポレーション

住所 和気郡和気町福富六一三番地一九

代表者の氏名 代表取締役 臼田 陽平

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） イオンタウン和気B地区

（変更後） ショッピングセンター サンモール

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前） 届出書別紙一に記載のとおり

（変更後） 届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十七年二月二十日

二 届出年月日

平成二十八年三月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年三月二十九日から同年七月二十九日まで

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

〔二一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 就任役員

住 所

理事監

氏 名 氏 名

事の別

大森 進

岡山市南区西七区五〇五

理事

仲田 国雄

〃 〃 〃 一五八

〃

〔二一四〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により、平成二十二年十二月十七日付けで公表した岡山県農業振興地域整備基本方針を次のとおり変更した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

〔二一五〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		住所		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	株式会社歡喜ファーム	瀬戸内市邑久町山手一四三二	瀬戸内市邑久町山手二二〇九	津和 正男	瀬戸内市長船町西須恵二六六六他六筆
	小林 幹夫	新見市土橋四七三九	新見市草間字ニケンヤ一七八八他二十三筆	植田 昌宏	真庭市鹿田字岩崎二八二〇
	株式会社城北農産あいがもファーム	真庭市山久世三一九	真庭市柴原字垣ノ内五八三一他十筆	西谷 一夫	真庭市上水田字沖田三九〇五他一筆
	赤石 真之	真庭市中島二七八	真庭市久世字下原三〇一一	前田 征伯	真庭市江川字愛宕四三三一他四筆
	二若 信彦	真庭市蒜山下福田二三五	真庭市蒜山下福田字千町一一五四	花田 義和	美作市野形字神子尾六一一他一筆
	山崎 博嗣	三 苦田郡鏡野町富東谷八五	他二十六筆	三 苦田郡鏡野町富東谷八五	他二十六筆

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

かみさい農産株式会社	苫田郡鏡野町上齋原五一 二一	苫田郡鏡野町上齋原五一七〇一 一六他二十一筆
農事組合法人 ビカリアの里	勝田郡奈義町柿八四四	勝田郡奈義町柿字太夫防八三五
株式会社ライ スクロップ長 尾	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町荒内西字黒原八二一他六筆
國富 正浩	勝田郡奈義町柿九一〇	勝田郡奈義町広岡字堤ノ内八六八
農事組合法人 豊沢宮農組合	勝田郡奈義町豊沢四四九 一	勝田郡奈義町豊沢字下定田五一五一二
農事組合法人 アグリモモ	久米郡美咲町安井六一	久米郡美咲町安井字郷一四三他五筆

二 認可年月日

平成二十八年三月二十三日

三 申請年月日

平成二十八年二月二十四日

〔二一六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市中庄地内ほか	測量区域
公共基準点測量（二級五点）	測量の種類
平成二十八年三月十四日	終了年月日

〔二一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市長尾字下ノ丁六五七一一、六五七一一五、六五八一一、六六〇一一、六六〇一一二、六六〇一五の一部、六六〇一八、六六一一一、六六二一一、六六二一三、六六三一、六六四一一、六六五一一、六六六一一、字瓶尻七二三一一、七二三一四の一部、七二四一一、七二四一三の一部、七二四一四の一部、七三一一一、七三一一二、七三三一一、字下ノ丁六六一一、地先水路、字瓶尻七二三一四地先道路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区植松三七七

株式会社グリーン・グロウ

代表取締役 若松 賢典

三 許可番号

岡山県指令建指第三五〇号

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市長尾字下ノ丁六五七一一、六五七一一五、六五八一一、六六〇一一、六六〇一一二、六六〇一一五の一部、六六〇一八、六六一一一、六六二一一、六六二一三、六六三一一、六六四一一、六六五一一、六六六一一、字瓶尻七二三一一、七二三一四の一部、七二四一一、七二四一三の一部、七二四一四の一部、七三一一一、七三一一二、七三三一一、字下ノ丁六六三一一地先水路、字瓶尻七二三一四地先道路

二 公共施設の種類

緑地、防火水槽、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区植松三七七
株式会社グリーン・グロウ
代表取締役 若松 賢典

五 許可番号

岡山県指令建指第三五〇号

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項18中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等許可」に改め、同表5の項3中「不服申立ての裁決又は決定」を「審査請求の裁決」に改める。

別表第二8の項中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等許可」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程（平成八年岡山県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の規定による」を「第十六条の」に、「第三十五条の規定による」を「第三十四条に規定する」に改める。

様式第一号中「第6条第1項」や「第5条」に

開示の方法	1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付

を

開示の方法	1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付）

に改める。

様式第二号の（注）次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第三号中「60日」や「3月」を「6月」に、「6箇月」や「6月」を「6月」に、「できます」や「できません」を「3月以内」に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、この決定の取消を提起することができます」に「（注）次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第四号中「第11条第2項」や「。以下「条例」という。）第11条第2項」を「60日」や「3月」を「6月」に、「できます」や「できません」を「3月以内」に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、この決定の取

「

消しの訴えを提起することができます」に、

岡山県行政情報公開条例第7条第 号該当

を

- 条例第7条第 号該当 条例第10条該当
- 開示請求に係る公文書を保有していない。

(理由)

に改める。

様式第八号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第5条の規定により」及び「
 条例第14条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」及び「
 に」や「あなた（貴団体）に」及び「本件開示請求」や「つきましては、

公文書に記録されている 情報	
-------------------	--

を

請求のあった公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第14条第2項第 号適用（理由）

に改める。

様式第九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第9号（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

請求のあつた公文書	
意見 〔 該当する番号を ○で囲み、必要 な事項を記入し てください。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり公文書を開示することと決定しましたので、」や「第14条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容	
---------	--

や

開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
-------------------------------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規程による改正前の岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼郎

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」に改める。

様式第二号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、「保有個人情報記録された」を「内容」や「内容及び保有個人情報の内容」に改める。

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
------	----------	---------

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写し（複製物）の交付
------	----------	--------------

に改める。

様式第四号中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できません」に改めます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しを提起することができます。」に改めます。

様式第五号中「第19条第2項」を「第19条」とし、「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できません」に改めます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しを提起することができます。」に改めます。

岡山県個人情報保護条例第16条第 号該当

<input type="checkbox"/> 条例第16条第 号該当 <input type="checkbox"/> 条例第18条該当 <input type="checkbox"/> 開示請求に係る保有個人情報を保有していない。 (理由)

取消しの訴えを提起することができます。」に

に改めます。

様式第九号中「」に基づき」を「以下「条例」という。」第14条第1項の規定により」に、「」に」を「あなた（貴団体）に」に、「」を「本件開示請求」に、「」を「つきましては、条例第23条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」に改めます。

「

「	開示請求に係る保有個人 情報に含まれている情報 の内容		」
---	-----------------------------------	--	---

を

「	開示請求のあった保有個人 情報に含まれているあ なた（貴団体）に関する 情報の内容		」
	条例第23条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由	条例第23条第2項第 号適用 (理由)	

に改める。

様式第十号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求のあつた 保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第十一号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、」や「第23条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できま

「 開示決定の内容 」	「 開示決定をした保有個人 情報に含まれているあな た（貴団体）に関する情 報の内容 」
-------------------	---

に改める。

様式第十一号中「第28条第1項」や「第27条第1項」を改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」を改める。

様式第十一号中「に基づき」や「。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により」及び「に」や「あなた（貴団体）に」及び「本件訂正等請求」や「つきましては、条例第32条第1項の規定により意見照会をしますので、本件訂正等請求」を改める。

様式第十九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第19号（第18条関係）

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

訂正等請求のあつた保有個人情報	
意見 〔 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 〕	1 訂正等をされても支障が生じない。 2 訂正等をされると支障が生ずる。 （1）訂正等により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の訂正等請求について」や「については、訂正等を行うことと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報の訂正等を行うことと決定しましたので、」や「第32条第2項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」

訂正等決定の内容		訂正等決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
----------	--	--	--

に改める。

様式第二十一号中「第34条第1項」を「第33条第1項」と改める。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「60日」を「3月」及び「6箇月」を「6月」及び「できます」を「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」と改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「営利企業への従事等の制限」に改め、同条第一項中「営利を目的とする私企業」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）」に、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」を「職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「営利を目的とする私企業を営み」を「自ら営利企業を営み」に改め、同条第二項中「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に改める。

様式第六号中「~~岡山県企業局の発給する用紙~~」を「~~岡山県企業局の発給する用紙~~」に、「~~岡山県企業局~~」を「~~岡山県企業局~~」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の岡山県企業局職員就業規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職務の級」を「等級」に改め、同項の表中

職務の級	区	分	管理職手当の額
等	級	区	分
			管理職手当の額

を
に改める。

第五条第二項中「職務の級」を「等級」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼郎

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

（直接払）

第三十六条 債権者から支払の請求があつたときは、企業出納員は、正当債権者であることを確認したうえ、当該債権者から領収書を徴し、出納金融機関をして現金又は小切手で支払をさせなければならない。

2 企業出納員が直接債権者に支払をする場合に徴する領収書の受領印は、当該債権者が請求書に使用した印鑑と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由によつて改印を申し出たときは、当該印鑑を証明する書類を徴して支払をすることができる。

第三百三十条第三項後段を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業訓令第二号

企業局一般

岡山県企業局職員の標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県企業局職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の規定により、職員の標準的な職（同条第一項第五号の標準的な職をいう。以下同じ。）及び標準職務遂行能力（同号に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 職員の標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる等級に任用された職員の属する職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。

(標準職務遂行能力)

第三条 別表第一の下欄に掲げる標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条、第三条関係）

職務の種類 行政職給料 表の適用を 受ける職員 の職務			職制上の段階（等級）	標準的な職
七級	八級	九級		困難な業務を所掌する局長
				局長
				困難な業務を所掌する課長

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

別表第二（第三条関係）

		長	一 困難な業務を所掌する局長	標準的な職
判断	構想	倫理		標準職務遂行能力
局内の特に重要な課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。	局内の特に重要な課題について、基本的な方向性を示すことができる。	公正に職務を遂行することができる。	公営企業職員として、高い倫理感を有し、局内を横断する課題や局内の特に重要な課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、	

一級	二級	三級	四級	五級	六級
主事	行う主事 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事	主任	主幹	副参事	課長

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

		二 局長				
説明・調整	判断	構想	倫理	組織統率	業務運営	説明・調整
<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>局内の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>	<p>公営企業を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民やユーザーの視点に立って、局内の重要課題について、基本的な方向性を示すことができる。</p>	<p>公営企業職員として、高い倫理感を有し、局内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>強い指導力を発揮し、局内の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>県民やユーザーの視点に立ち、不断の業務見直しを局内に徹底することができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

				三 困難な業務を所掌する課長				
育成	組織統率・人材	業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	組織統率	業務運営
渉管理及び的確な指示を行い、成果を挙げると	指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、上司を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。	困難な業務を所掌する課の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。	所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民やユーザーの視点に立って、困難な業務に対応するための方針を示すことができる。	公営企業職員として、高い倫理感を有し、困難な業務に責任を持って取り組むとともに、規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。	県民やユーザーの視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

<p>四 課長</p>							<p>五 副参事</p>
<p>倫理</p>	<p>構想</p>	<p>判断</p>	<p>説明・調整</p>	<p>業務運営</p>	<p>組織統率・人材育成</p>	<p>倫理</p>	
<p>公営企業職員として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民やユーザーの視点に立って、経営課題に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>課の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>公営企業職員として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>ともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

六 主幹									
業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案、事務事業の実施	倫理	業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案、事務事業の実施	
段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。	正に職務を遂行することができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、課長を助け、関係者と粘り強く調整を行うことができる。	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	組織や上司の方針に基づいて、課長を助け、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

		七 主任				八 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事			
業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	倫理	業務遂行	説明・調整	協調性	課題対応	倫理	
経験を生かしつつ、安全に配慮しながら、意欲	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。	公営企業職員として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。	公営企業職員として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	とができる。

				九 主事
業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	倫理	
安全に配慮しながら、意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	公営企業職員として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	的に業務に取り組むことができる。

◎岡山県企業訓令第3号

企業局一般

岡山県企業局文書取扱規程（昭和三十年岡山県営電気事業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

第十二条第一項第五号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業訓令第四号

企業局一般

岡山県企業局文書保存分類表（平成八年岡山県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

A総括の表1総括の部4訴訟の項及び同表3情報公開の部2公文書開示の項中「ナ」を「ハ」に改め、同表4人事の部3服務賞罰の項中「ハ」を「ナ」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度以降において完了した文書から適用し、平成二十七年度以前に完了した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県企業訓令第五号

企業局一般

岡山県企業局職員人事評価規程（平成二十四年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

第一条中「第四十条第一項の規定に基づき、職員の実績及び能力を把握し」を「第二十三条の二第一項及び第二十三条の三の規定により、人事評価（同法第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）を実施し」に改める。

第二条中「（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた実績及び発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条第二項の規定により臨時的任用をされた職員であつて人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないもの」に改める。

第五条第一項中「職務の級」を「等級」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業訓令第六号

企業局一般

岡山県企業局職員人事調査規程（昭和五十二年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

様式第一号(表中)「~~事務の発~~」を「~~発~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県企業局職員人事調査規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県議会議長 小野泰弘

岡山県議会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の規定により、職員の標準的な職（同条第一項第五号の標準的な職をいう。以下同じ。）及び標準職務遂行能力（同号に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 職員の標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる等級に任用された職員の属する職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。

(標準職務遂行能力)

第三条 別表第一の下欄に掲げる標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条、第三条関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の職務				職務の種類	職制上の段階（等級）	標準的な職
六級	七級	八級	九級			
		次長	局長			
	困難な業務を所掌する課長					
課長						

別表第二（第三条関係）

			一 局長	標準的な職
説明・調整	判断	構想	倫理	標準職務遂行能力
所掌事務について適切な説明を行うとともに、	局の責任者として、局内を横断する課題や局内の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。	大局的な視野と将来的な展望に立って、所掌する業務を推進することができる。	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、局内を横断する課題や局内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	

一級	二級	三級	四級	五級	
主事	行う主事 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事	主任	主幹	課長補佐	

				二 次 長			
業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	組織統率	業務運営	
<p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>局内の重要課題について、局長を助け、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、局内の重要課題について、局長を助け、基本的な方向性を示すことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、局内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>強い指導力を発揮し、局内の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しを局内に徹底することができる。</p>	<p>組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

<p>三 困難な業務を所掌する課長</p>								
<p>四 課長</p>	<p>組織統率</p>	<p>倫理</p>	<p>構想</p>	<p>判断</p>	<p>説明・調整</p>	<p>業務運営</p>	<p>組織統率・人材育成</p>	<p>倫理</p>
<p>指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、困難な業務に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、困難な業務に対応するための方針を示すことができる。</p>	<p>困難な業務を所掌する課の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、上司を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>指導力を発揮し、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規</p>	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

七 主任					六 主幹				
倫理	業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案、事務事業の実施	倫理	業務遂行	説明・調整	判断	
<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、責任を持って積極的に課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、課長を助け、関係者と粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

<p>九 主事</p> <p>八 高度の 知識又は 経験を必 要とする 業務を行 う主事</p>								
<p>倫理</p> <p>業務遂行</p>	<p>コミュニケーション</p>	<p>知識・技術</p>	<p>倫理</p>	<p>業務遂行</p>	<p>説明・調整</p>	<p>協調性</p>	<p>課題対応</p>	
<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>	<p>担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。</p>	<p>を遂行することができる。</p>

業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	
意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	を遂行することができる。

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年三月二十九日

岡山県議会議長 小野 泰 弘

様式第一号中「第6条第1項」や「第5条」及び

開示の方法	1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
-------	------	----------	---------

を

開示の方法	1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付）
-------	---

と改める。

様式第二号中

開示の日時及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後	時
	場所		

を

開示の日時及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前 時 分	午後
	場所		

と改め、回線などの次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県議会情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。
様式第三号中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日か

ら起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます

「

開示の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前・午後 時
	場所	

」

と並び「同様の(注)2の次に加える。

「

開示の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分
	場所	

」

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県議会情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

並びに「第11条第2項」や「。以下「条例」という。」第11条第2項」並びに「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「できま

岡山県議会情報公開条例第7条第 号該当

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」

」

「

条例第7条第 号該当 条例第10条該当

」

開示請求に係る公文書を保有していない。
(理由)

と定める。

様式第六号「」に基づき」を「。以下「条例」という。）第五條の規定により」及び「
条例第十三條第一項（第二項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」及び

に」を「あなた（貴団体）に」及び「本件開示請求」を「つきましては、

公文書に記録されている
情報

を

請求のあった公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
条例第十三條第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第十三條第二項第 号適用 (理由)

に改める。

様式第八号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第8号（第5条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県議会議長

殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

請求のあつた公文書	
意見 〔 該当する番号を ○で囲み、必要 な事項を記入し てください。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第九号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり公文書を開示することと決定しましたので、」や「第13条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容	開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容
---------	-------------------------------------

に改める。

不服申立ての内容	審査請求の内容
----------	---------

様式第十号中「不服申立て」や「審査請求」及び「第16条」や「第16条第1項」及び

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県議会告示第三号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県議会 議長 小野泰弘

様式第二号中「第13条第1項」や「第12条第1項」及び「保有個人情報記録された」や「内容」や「内容及び保有個人情報の内容」

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
------	----------	---------

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写し（複製物）の交付
------	----------	--------------

様式第二号中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができる

開示の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前・午後 時
	場所	

開示の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分
	場所	

様式第二号中「第18条第2項」や「。以下「条例」という。）第18条第2項」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」

--

」

<input type="checkbox"/> 条例第14条第 号該当 <input type="checkbox"/> 条例第17条該当 <input type="checkbox"/> 開示請求に係る保有個人情報保有していない。 (理由)
--

」

様式記入(中)に基づき」や「。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により」
 しては、条例第21条第1項(第2項)の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」

開示請求に係る保有個人情報に 含まれている情報 の内容	
-----------------------------------	--

」

開示請求のあった保有個人情報に 含まれているあなた(貴団体)に 関する情報の内容	
条例第21条第2項第1号又は第2号の 規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第21条第2項第 号適用 (理由)

」

に改める。
様式第九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第9号（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県議会議長 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求のあった 保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「第」号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の」開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、」や「第21条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容		開示決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
---------	--	---------------------------------------	--

と改める。

様式第十一号中「第26条第1項」や「第25条第1項」を改める。

様式第十号及び様式第十五号中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」を改める。

様式第十号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第25条第1項の規定により」及び「に」や「あなた（貴団体）に」及び「本件訂正等請求」や「つきましては、条例第30条第1項の規定により意見照会をしますので、本件訂正等請求」を改める。
様式第十七号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第17号（第16条関係）

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県議会議長 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

訂正等請求のあつた保有個人情報	
意見 〔 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 〕	1 訂正等をされても支障が生じない。 2 訂正等をされると支障が生ずる。 （1）訂正等により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」及び「の訂正等請求について」や「については、訂正等を行うことと決定しましたので」並びに「に基づき次のとおり保有個人情報の訂正等を行うことと決定しましたので、」や「第30条第2項の規定により次のとおり」並びに「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」並びに

訂正等決定の内容	
や	訂正等決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容

に定める。

様式第二十号中「第32条第1項」や「第31条第1項」に定める。

様式第二十号及び様式第二十三号中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」に定める。

不服申立ての内容	や	審査請求の内容
----------	---	---------

様式第二十号中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第36条」や「第35条第1項」並びに

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[

]

◎岡山県議会告示第四号

岡山県議会文書保存分類表（平成十四年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県議会議長 小 野 泰 弘

本則の表A総括の款1総括の部5訟務の項並びに3情報公開・個人情報保護の部3情報公開審査会の項及び5個人情報保護審査会の項中「ㄨㄩㄩㄩㄩ」を「ㄨㄩㄩㄩㄩ」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度以降に完結した文書から適用し、平成二十七年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県教育委員会規則第三号

学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則

学校教育法施行規則実施細則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第四条第一項」の下に「又は第四項後段」を加え、「を受けようとする者」を「の申請又は届出をしようとする者」に、「そのつど」を「その都度」に、「申請しなれば」を「申請又は届出をしなれば」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

岡山県教育財産管理規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十号中「60円」を「300円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十二年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第十二号中「60日」を「3ヶ月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成八年岡山県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の規定による」を「第十六条の」に、「第三十五条の規定による」を「第三十四条に規定する」に改める。
 第十条第一項中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

様式第一号中「第6条第1項」や「第5条」及び

開示の方法	1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
や			

開示の方法	1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付）
」			

」

様式第二号の注に次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

第七條四号中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」とあるが、同様の注に次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

第七條四号中「第11条第2項」や「。以下「条例」という。）第11条第2項」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か

「ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」」

岡山県行政情報公開条例第7条第 号該当

を

- 条例第7条第 号該当 条例第10条該当
- 開示請求に係る公文書を保有していない。
(理由)

に定める。

「

様式第九号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。」第5条の規定により」並びに「条例第14条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」並びに「

あなた（貴団体）に」並びに「本件開示請求」や「つきましては、

公文書に記録されている 情報	
-------------------	--

や

請求のあった公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第14条第2項第 号適用（理由）

に改める。
様式第九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第9号（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

請求のあつた公文書	
意見 〔 該当する番号を ○で囲み、必要 な事項を記入し てください。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり公文書を開示することと決定しましたので、」や「第14条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容		開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
---------	--	-------------------------------------	--

に改める。

様式第二十号中「不服申立て」や「審査請求」及び「第17条」や「第17条第1項」及び「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」や「岡山県行政不服等審査会」及び

不服申立ての内容	を	審査請求の内容	に改める。
----------	---	---------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県行政情報公開条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」と改める。

様式第二号中「第15条第1項」を「第14条第1項」と改め、「保有個人情報記録された」と改め、「内容」を「内容及び保有個人情報の内容」と改める。

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
------	----------	---------

を

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写し（複製物）の交付
------	----------	--------------

とする。

様式第四号中「60日」を「3月」とし、「異議申立て」と「審査請求」とし、「6箇月」を「6月」とし、「できます」と「できません」。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第五号中「19条第2項」を「19条第2項」とし、「以下「条例」という。」を「19条第2項」とし、「60日」を「3月」とし、「異議申立て」と「審査請求」とし、「6箇月」を「6月」とし、「できます」と「できません」。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

岡山県個人情報保護条例第16条第 号該当

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

を

岡山県個人情報保護条例第16条第 号該当

条例第16条第 号該当 条例第18条該当

開示請求に係る保有個人情報を持っていない。
(理由)

□

様式第九号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により」及び「「本件開示請求」及び「つきましては、条例第23条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」及び「

開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容	
---------------------------	--

開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
条例第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第23条第2項第 号適用 (理由)

に改める。
様式第十号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求のあった 保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第十一号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定したので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、」や「第23条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

「 開示決定の内容 」	「 開示決定をした保有個人 情報に含まれているあな た（貴団体）に関する情 報の内容 」
-------------------	---

と改める。

様式第十一号中「第28条第1項」や「第27条第1項」を改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」を改める。

様式第十一号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により」及び「あなた（貴団体）に」及び「本件訂正等請求」や「つきましては、条例第32条第1項の規定により意見照会をしますので、本件訂正等請求」を改める。
様式第十九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第19号（第18条関係）

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

（郵便番号）

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先（電話番号）

年 月 日付け、第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

訂正等請求のあつた保有個人情報	
意見 〔 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 〕	1 訂正等をされても支障が生じない。 2 訂正等をされると支障が生ずる。 （1）訂正等により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の訂正等請求について」や「については、訂正等を行うことと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報の訂正等を行うことと決定しましたので、」や「第32条第2項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

訂正等決定の内容	訂正等決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容
----------	--

と定める。

様式第二十号中「第34条第1項」や「第33条第1項」を定める。

様式第二十号中「第34条第1項」及び「第33条第1項」を定める。また「60日」及び「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」を定める。

不服申立ての内容	審査請求の内容
----------	---------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第九号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十年岡山県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

様式第一号及び様式第四号中

を

領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	

に定める。

選択領域		年 年 年	月 月 月	日 日 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
------	--	-------------	-------------	-------------	-------------------------

様式第五号中

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化, 教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日

を

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日

シヨクシヨク

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

			年	月	日
--	--	--	---	---	---

◎岡山県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第五条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の休憩時間の短縮）

第五条の二 所属長は、別に定めるところにより、職員から育児又は介護を行うため休憩時間の短縮（休憩時間を短縮して終業時刻を繰り上げるように勤務時間を割り振ることをいう。以下この条において同じ。）の申請があつた場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該申請に係る休憩時間の短縮をするものとする。

第二十七条の見出しを「営利企業への従事等の許可の申請」に改め、同条中「営利企業等の従事の」を「営利企業への従事等の」に、「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に改める。

様式第十一号中「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に、「営利企業等に」を「営利企業に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の岡山県教育委員会職員の服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第二教育政策の項7中「~~（一）~~」を「~~（一）~~」に改め、同表教職員の項8中「~~（一）~~」を「~~（一）~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 教 育 機 関
 県 立 学 校

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第一表A共通の表2法規の部2訟務の項中「不規則」を「訴訟請求」に改め、同表4情報公開の部2公文書開示の項中「不規則」を「訴訟請求」に改め、同部3個人情報保護の項中「不規則」を「訴訟請求」に改める。

第一表B教育政策の表3秘書広報の部2各種会合の項中「委員長教育長会議」を「教育長委員会」に改め、同部4教育委員会の項中「会議録」を「議事録」に改め、同表4教育

企画の部3総合調整の項中

30	国土強靱化地域計画	3	を	30	国土強靱化地域計画	3	に改める。
				31	総合教育会議		

第一表C財務の表3給与管理の部3定数の項中

3	5	1	を	5	5	5	に改める。
---	---	---	---	---	---	---	-------

第一表D教職員の表4人事の部1総括の項中

2	調査・研究	5	を	2	調査・研究	5	に
				3	教師業務アシスタント配置事業		

改める。

第一表E高校教育の表1総括の部1総括の項中

7	を	7	主権者教育	3
---	---	---	-------	---

に改め、同表5管理の部中「I」を「J」に、「J」を「K」に、「K」を「L」に、「L」を「M」に、「M」を「N」に、「N」を「O」に改める。

第一表F保健体育の表1総括の部1研究指定校の項中

1	研究指定校総括	3
2	外部指導者活用事業	3
3	子どもの体力向上支援事業	3

1	研究指定校総括	3
---	---------	---

に改め、同表5管理の項中

5	歯科保健優良校表彰	10
6	岡山県文化・スポーツ顕彰	10
7	体育功労者及び社会体育優良団体表彰	10

を

5	歯科保健優良校表彰	10
---	-----------	----

に改め、同表5学校体育の部1指導の項中

1	指導総括	3
2	学校体育指導資料	3
3	運動部活動指導者派遣	3
4	武道指導	3

を

1	指導総括	5
2	学校体育指導資料	3
3	運動部活動指導者派遣（支援員派遣）	3

に改め、同部2体力づくりの項中

体力づくり総括	3
---------	---

を

「 体カづくり総括 5 に改め、同部4高校総体の項中 3 を 10 に改め、」

第一表G生涯学習の表1総括の部7社会教育関係団体の項中

14	岡山県特別支援学校PTA連絡協議会	3
----	-------------------	---

14	岡山県特別支援学校PTA連絡協議会	3
15	社会教育団体による地域パワースタッフ事業	5

に改め、同表3企画推進の部1生涯学習支援の項中

10	大学等高等教育機関連絡会生涯学習部会	3
11	地域デビュー支援出前講座	3
12		
13	地域活性化プログラム	5

を

10		
11	地域デビュー支援出前講座	3

に改め、同表4社会教育の部1家庭・地域教育の項中

16	親のグッドスタート事業	5
----	-------------	---

16	親のグッドスタート事業	5
17	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム	5

第一表H文化財の表2文化財保護の部2指定文化財保護の項中

12	日本遺産	5
----	------	---

12	日本遺産	5
13	岡山県文化財等救済ネットワーク	3

に改め、同部6奨励金の項中「伝統文化子ども教室事業」や「伝統文化親子教室事業」は、「文化遺産を活かした観

」

光振興・地域活性化事業」を「文化遺産を活かした地域活性化事業」に改め、同表4文化施設の部2指定管理者の項中

市備路郷土館

5 を

に改める。

第一表I福利の表1福利の部5退職手当の項中

11	一時差止め	3
----	-------	---

を

11	一時差止め	3
12	計算書（臨時的任用職員）	5

に改める。

第一表N義務教育の表2指導の部2国庫補助の項中

1	幼稚園就園奨励費	10
---	----------	----

を

1	幼稚園就園奨励費	10
2	コミュニティ・スクール導入等促進事業	5

に改める。

第二表1共通の表2法規の部2訟務の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同表4情報公開の部2公文書開示の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同部3個人情報

保護の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同表8管財の部2財産管理の表中

25	アセスメント関係書類	水
----	------------	---

を

25	アセスメント関係書類	水
26	フロア類	3

に改める。

第二表2教育事務所の表2総務の部5給与支給の項中

27

教育支援員に対する報酬支払

5

を

第二表11県立学校の表2庶務の部4授業料の項中

3	授業料徴収内訳簿	3
4	高等学校等就学支援金	5
5	高校生等奨学給付金	5

を

3 授業料徴収内訳簿

3

に於て、回数7補助金の項中

8	高等学校等就学支援金支給台帳	5
9	高校生等奨学給付金支給台帳	5

を

8	高等学校等就学支援金	5
9	高等学校等就学支援金支給台帳	5
10	高等学校等学び直し支援金	5
11	高等学校等学び直し支援金支給台帳	5
12	高校生等教育給付金	5
13	高校生等教育給付金支給台帳	5

に於て

第二表12生涯学習センターの表3振興の部5学習講座の項中

1	生涯学習大学	3
2	県民学習講座	3

を

1 生涯学習大学

3

に於て

第二表13県立図書館の表2総務メディアの部3財産管理の項中

5	大気汚染	5
---	------	---

を

に於て、同表3図書館振興の部5一括貸出の項中

へき地校支援貸出

1

を

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十七年以降において完結した文書から適用する。

附
則

に改める。

◎岡山県教育委員会訓令第4号

序 中 一 般

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県教育委員会

第十四条第一項第五号中「異議申立て、」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 任用

第一節 採用、昇任、降任及び転任（第四条―第十三条）

第二節 臨時的任用（第十四条・第十五条）

第三節 条件付採用期間（第十六条―第十八条）

第三章 競争試験（第十九条―第二十四条）

第四章 選考（第二十五条―第二十九条）

第五章 採用候補者（第三十条―第三十八条）

第六章 雑則（第三十九条）

附則

第四条を次のように改める。

（採用、昇任等の定義）

第四条 次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。

- 一 採用 法第十五条の二第一項第一号に規定する採用をいう。
- 二 昇任 法第十五条の二第二項第二号に規定する昇任をいう。
- 三 降任 法第十五条の二第三項第三号に規定する降任をいう。
- 四 転任 法第十五条の二第一項第四号に規定する転任をいう。
- 五 標準職務遂行能力 法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。

第六条の見出し中「又は昇任」を削り、同条第一項中「又は昇任」を削り、「第十五条から第十七条まで」を「第十一条」に、「任用候補者名簿に基いて」を「採用候補者

名簿（以下「名簿」という。）に基づいて」に改め、同条第二項中「任命する」を「採用する」に、「採用については採用候補者名簿」を「名簿」に、「昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第七条の見出しを「（採用候補者の提示）」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事委員会は、前条第二項の規定により任命権者から採用候補者の提示の請求があつた場合においては、当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを得点順に任命権者に提示するものとする。

第七条第二項中「正規の提示数に満たない」を「採用すべき者の数よりも少ない」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「正規の提示数に達するまで高点順」を「得点順」に改め、同条第三項中「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「正規の提示数に達するまで高点順」を「得点順」に改める。

第八条及び第九条を削る。

第十条の見出し中「任用の」を「採用の」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に改め、同条第二項中「届」を「届出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「届」を「届出」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第八条とする。

第十一条の見出し中「任用の」を「採用の」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「届」を「届出」に、「当該任用候補者」を「前条第三項の規定にかかわらず、当該採用候補者」に改め、同条第二号中「任用さるべき」を「採用されるべき」に改め、同条第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（選択の結果についての通知）

第十条 任命権者は、提示された名簿の中から職員を採用するための選択を行ったときは、当該選択の結果について、速やかに人事委員会に通知しなければならない。

第十二条から第十四条までを削る。

第十五条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条中「への採用」を「へ職員を採用する場合」に改め、同条後段を削り、同条第一号中「職務の級」を「岡山県職員給与条

例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）別表第六等級別基準職務表に定める等級（次条において「等級」という。）に改め、同条第二号中「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第三号中「かかる職と同等」を「係る職と職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第四号中「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第四号の二中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条後段を削り、同条第一号中「職務の級」を「等級」に、「又は警察官の階級の上位の階級に属する職」を「（公安職給料表の適用を受ける職員の職を除く。）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 警察官の階級の上位の階級に属する職

第十六条第三号中「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第四号中「かかる職と同等」を「係る職と職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条を第十二条とする。

第十七条第一項中「選考により」を「任命権者の選考に基づき、」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する選考は、任命権者が行い、その結果については」を「任命権者は、前項に規定する選考を行ったときは、当該選考の結果について」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条第一項第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「第七条に規定する正規の提示数」を「採用すべき者の数に四人を加えた数」に、「任用の」を「採用の」に改め、第二章第二節中同条を第十四条とする。

第十九条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第十五条とする。

「第三節 条件付採用期間」を「第三節 条件付採用期間」に改める。

第二十条の見出しを「（条件付採用期間）」に改め、同条中「条件付の」を「条件付の」に改め、第二章第三節中同条を第十六条とする。

第二十一条の見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第一項中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「条件付採用の」を「条件付採用の」に改め、同項ただし書中「条件付採用」を「条件付採用」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同項ただし書中「条件付採用の」を「条件付採用の」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第十七条とする。

第二十二条の見出し及び同条中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条を第十八条とする。

第三章中第二十三条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(試験の方法)

第二十条 試験は、当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定するものとし、次の各号に掲げる方法のうち二以上を併せて行わなければならない。

- 一 筆記試験
- 二 口述試験
- 三 実地試験
- 四 経歴評定
- 五 身体検査
- 六 その他他人事委員会が適当と認める方法

第二十四条から第二十六条までを削る。

第二十七条中「適切な」を「適切な」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十八条第一項中「採用試験」を「試験」に改め、同項第一号中「かかる職」を「係る職」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十二条とし、第二十九条を第二十三条とする。

第三十条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「第二十四条、第二十七条、第二十九条及び第三十六条から第四十三条」を「第二十条、第二十一条、第二十三条及び第三十条から第三十七条」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十一条中「、選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を、選考の基準に適合しているかどうかに基づいて」を「、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改め、第四章中同条を第二十五条とし、第三十二条を第二十六条とする。

第三十三条第一項中「任命しようとするもの」を「任命しようとする者」に改め、同条第二項ただし書中「第十五条第四号」を「第十一条第四号」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十四条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第二十八条とし、第三十五条を第二十九条とする。

「第五章 任用候補者」を「第五章 採用候補者」に改める。

第三十六条第一項中「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「名簿」に改め、同項ただし書中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項ただし書中「第三十条」を「第二十四条」に改め、同条第三項ただし書中「第三十八条から第四十一条」を「第三十二条から第三十五条」に改め、第五章中同条を第三十条とする。

第三十七条第一項中「第四十三条」を「第三十七条」に改め、同条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十八条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「第三十六条第一項ただし書」を「第三十条第一項ただし書」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十九条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第一号中「基いて職員に任命された」を「基づいて職員に採用された」に改め、同条第三号中「任用に」を「採用に」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十一条の見出し中「任用候補者名簿」を「名簿」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同項第一号中「第三十九条第一号」を「第三十三条第一号」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「免職された者」を「免職されたもの」に改め、同項第二号中「第三十九条第三号」を「第三十三条第三号」に、「応じなかつた」を「応答しなかつた」に改め、同項第三号中「第三十九条第四号」を「第三十三条第四号」に改め、同項第四号中「第三十九条第六号」を「第三十三条第六号」に改め、同条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十二条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第三十七条とする。

第四十四条中「採用候補者名簿」を「名簿」に改め、同条を第三十八条とし、第六章

中第四十五条を第三十九条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）以下この条において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これらに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）別表第一の改正規定中

総括副参事
副課長

を

副課長
総括副参事

に、

政策推進監
行財政改革推進監
地域活性化推進監
文化スポーツ振興監
福祉政策企画監
食農政策企画監
技術総括監

局長
危機管理監
産業戦略監
知事室長

を

行財政改革推進監
地域活性化推進監
文化スポーツ振興監
福祉政策企画監
食農政策企画監
技術総括監

局長
危機管理監
政策推進監
産業戦略監
知事室長

に、

<p>高等技術専門校</p>	<p>東京事務所</p>	<p>東京事務所</p>		<p>副部長 困難な業務を所掌する室長 広域農業普及センター所長 農業普及指導センター所長 広域農業普及指導センター次長 水島港湾事務所長 総括参事 地域農林水産事業部長 地域建設部長 ダム管理事務所長 水島港湾事務所長</p>	<p>宇野港管理事務所長</p>
<p>教頭</p>	<p>次長</p>	<p>次長</p>	<p>副課長</p>	<p>を</p>	<p>を</p>
<p>五級</p>	<p>六級</p>	<p>六級</p>	<p>五級</p>	<p>副部長 困難な業務を所掌する室長 広域農業普及センター所長 農業普及指導センター所長 広域農業普及指導センター次長 地域農林水産事業部長 地域建設部長 宇野港管理事務所長 ダム管理事務所長 ダム管理事務所次長 水島港湾事務所長 総括参事</p>	<p>ダム統合管理事務所長</p>
<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>		<p>に、</p>	<p>に、</p>

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

次長	事務局					事務局	知的財産センター所長 総括参事	高等技術専門校				
	局長	次長	総括副参事	総括主幹	総括主任				局長	次長	総括主幹	総括主任
次長	九級	六級	五級	四級	三級	九級	六級	四級	三級	知的財産センター所長 総括参事	六級	五級
	に、					を				に、	に、	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

保健所		
支所長	総括副参事 総括主幹	総括主任
六級	五級	四級

を

県民局		
総括参事	総括副参事 総括主幹	総括主任
六級	五級	四級

に、

県民局	
総括副参事 総括主幹	総括主任
五級	四級

を

課長 参事 総括副参事 総括主幹 主幹	困難な業務を所掌する次長
を	
課長 総括副参事 総括主幹 主幹	困難な業務を所掌する次長 参事

に、

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健所		
支所長 総括参事	総括副参事 総括主幹	総括主任
六級	五級	四級

に改

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

◎岡山県人事委員会規則第十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

局長（行政職給料表の九級の職に限る。） 産業戦略監 知事室長	部次長 参与（行政職給料表の八級の職に限る。） 労働委員会事務局長 政策推進監 行財政改革推進監 文化スポーツ振興監 福祉政策企画監 食農政策企画監 技術総括監
--------------------------------------	--

を

局長（行政職給料表の九級の職に限る。） 政策推進監 産業戦略監 知事室長	部次長 参与（行政職給料表の八級の職に限る。） 労働委員会事務局長 行財政改革推進監 文化スポーツ振興監 福祉政策企画監 食農政策企画監 技術総括監
---	---

に、

部長 課長（行政職給料表及び医療職給料表（二）の七級の職に限る。）	五種
--------------------------------------	----

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

地域防災監 地域事務所長	副部長 課長（行政職給料表及び 医療職給料表(二)の六級の 職並びにこれらに相当す ると人事委員会が特に認 める職に限る。） 室長（行政職給料表の六 級の職に限る。） 所長 次長 総括参事 参事（行政職給料表及び 医療職給料表(二)の六級の 職並びにこれらに相当す ると人事委員会が特に認 める職に限る。） 地域農林水産事業部長 地域建設部長	水島港湾事務所長	ダム管理事務所長（行政 職給料表の六級の職に限 る。） 水島港湾事務所次長
		五種	八種

を

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

大阪事務所	所長	三種	大阪事務所	所長	四種	部長 課長（行政職給料表及び医療職給料表(二)の七級の職に限る。） 地域防災監 地域事務所長 水島港湾事務所長 副部長 課長（行政職給料表、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の六級の職に限る。） 室長（行政職給料表の六級の職に限る。） 所長（行政職給料表の六級の職に限る。） 次長（行政職給料表の六級の職に限る。） 地域農林水産事業部長 地域建設部長 総括参事 参事	部長 課長（行政職給料表及び医療職給料表(二)の七級の職に限る。） 地域防災監 地域事務所長 水島港湾事務所長	八種	五種
-------	----	----	-------	----	----	---	---	----	----

に、

に、

を

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

博 物 館	
参 事	副 館 長
館 長	

に改める。

博 物 館	
総 括 参 事	副 館 長
館 長	

を

の項中

食 肉 地 方 卸 売 市 場	
次 長	場 長
課長（行政職給料表の六級の職に限る。）	
六 種	五 種

に改め、同表教育委員会

食 肉 地 方 卸 売 市 場		
課長（行政職給料表の六級の職に限る。）	次 長	場 長
八 種	六 種	四 種

を

◎岡山県人事委員会規則第十九号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「十六年」を「二十六年」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「育児休業をしている職員、」を「育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「総合政策局」を「総合政策局（公聴広報課及び統計分析課に属する者を除く。）」に、「総務班、人事班」を「人事班、評価班」に、「並びに政策推進課、行政改革推進室」を「並びに政策推進課」に改め、「及び評価班に属する者」を削り、「給与班、法制班」を「給与班、行政改革推進室、法制班」に改め、同部出先機関の項中「技術振興総務課長」を「副校長 技術振興総務課長」に改め、同表教育委員会の部教育事務所の項中「総括副参事」を「総括参事（教職員班及び学校支援班に属する者に限る。） 総括副参事」に改め、同部学校以外の教育機関の項中

博物館	館長 副館長 総務課長	を
博物館	館長 副館長 参事 総務課長	に、
古代吉備文化財センター	所長 次長 参事 総務課長	を
古代吉備文化財センター	所長 次長 総務課長	に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第十二号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条中「次長」を「次長
総括副参事」に改める。

第五条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 総括副参事は、上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、事務局の重要事項に関する事務のうち、連絡又は調整を要する事項その他専門事項に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

第五条の表を次のように改める。

決 裁 者	代 決 者	
	第一次	第二次
局長	次長	総括副参事、総括主幹又は 総括主任
次長	総括副参事、総括主幹又は 総括主任	総括副参事、総括主幹又は 総括主任

別表1の項6中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改める。
 別表3の項1(1)中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、
 「任用候補者の」を「採用候補者の」に改め、
 同1(2)中「職務の級」を「等級」に、
 「第11条」を「第11条」に改め、
 同1(3)中「職務の級」を「等級」に、
 「第12条」を「第12条」に改め、
 同1(4)中「第18条」を「第14条」に改め、
 同1(5)中「第19条」を「第15条」に改め、
 同1(6)中「第42条」を「第36条」に、
 「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、
 同1(7)中「第43条」を「第37条」に、
 「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、
 同項2中「職務の級」を「等級」に改める。
 別表4の項10中「職務の級」を「等級」に改める。
 別表5の項中4を5とし、5の前に次のように加える。

4 職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号）の施行に関する事務	
--	--

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

届出の受理 (第13条)	<input type="radio"/>	
報告書の受理 (第28条)	<input type="radio"/>	

別表6の項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」と改め、同②及び③中「不服申立書」を「審査請求書」と改め、同④中「不服申立人」を「審査請求人」と改め、同⑤中「不服申立て」を「審査請求」と改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会文書保存分類表（平成八年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

本則の表B人事委員会の款4審査の部5公平審査の項中

1	不利益処分についての不服申立て	10
---	-----------------	----

を

1	不利益処分についての審査請求	10
---	----------------	----

に改める。

本則の表B人事委員会の款4審査の部中

	7	特定機械等廃止台帳	永
--	---	-----------	---

を

	7	特定機械等廃止台帳	永
8	0	退職管理	5

に改

める。

本則の表C人事委員会事務局の款2サービスの部3服務規律の項中

1	営利企業等従事許可申請書	5
---	--------------	---

を

1	営利企業への従事等許可申請書	5
---	----------------	---

に改め、同款5経理の部

1 収入の項中

6
不能欠損処分
5

を

6
不納欠損処分
5

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降に完結した文書から適用する。

◎岡山県人事委員会訓令第3号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県人事委員会事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程
(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の規定により、岡山県人事委員会事務局職員（以下「職員」という。）の標準的な職（同条第一項第五号の標準的な職をいう。以下同じ。）及び標準職務遂行能力（同条に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 職員の標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる等級に任用された職員の属する職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。

(標準職務遂行能力)

第三条 別表第一の下欄に掲げる標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力は、別表第二の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職務の種類		職制上の段階（等級）	標準的な職
行政職給料表の適用を受ける職員	九級		局長
の職務	六級		次長

別表第二（第三条関係）

				一 局長	標準的な職
説明・調整	判断	構想	倫理	標準職務遂行能力	
<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成すること</p>	<p>事務局の責任者として、事務局内の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>	<p>大局的な視野と将来的な展望に立って、所掌する業務を推進することができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、事務局内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に人事行政に関する業務を遂行することができる。</p>		

一級	二級	三級	四級	五級
主事	<p>行う主事 高度の知識又は経験を必要とする業務を</p>	主任	主幹	副参事

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

						二 次長			
育成	組織統率・人材	業務運営	説明・調整	判断	構想	倫理	組織統率	業務運営	
導・育成を行うことができる。	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。	事務局の責任者として、適切な判断を行うことができる。	所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、人事行政に関する課題に対応するための方針を示すことができる。	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、事務局の課題に責任を持って取り組むとともに、職務規律を遵守し、公正に人事行政に関する業務を遂行することができる。	強い指導力を発揮し、事務局の統率を行い、成果を挙げることができる。	県民の視点に立ち、不断の業務見直しを事務局内に徹底することができる。	ができる。

四 主幹		三 副参事					
判断	企画・立案、事務事業の実施	倫理	業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案、事務事業の実施	
自ら処理すべき事案について、適切な判断を行	組織や上司の方針に基づいて、人事行政に関する業務の企画・立案や事務事業の実務の中核を担うことができる。	全体の奉仕者として、責任を持って積極的に課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に人事行政に関する業務を遂行することができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、次長を助け、関係者と粘り強く調整を行うことができる。	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	組織や上司の方針に基づいて、次長を助け、人事行政に関する業務の企画・立案や事務事業の実務の中核を担うことができる。	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に人事行政に関する業務を遂行することができる。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

六 高度の 知識又は 経験を必 要とする	倫理	業務遂行	説明・調整	協調性	課題対応	倫理	業務遂行	説明・調整	
	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り 組むとともに、服務規律を遵守し、公正に人事 行政に関する業務を遂行することができる。	計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行 い、確実に業務を遂行することができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行う とともに、粘り強く調整を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築すること ができる。	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、 問題点を的確に把握し、課題に対応すること ができる。	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り 組むとともに、服務規律を遵守し、公正に人事 行政に関する業務を遂行することができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ とができる。	担当する事案について論理的な説明を行うとと もに、関係者と粘り強く調整を行うことができ る。	うことができる。

				業務を行う う主事			
七 主事		倫理		知識・技術		知識・技術	
業務遂行	コミュニケーション	知識・技術		業務遂行	コミュニケーション	知識・技術	
意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に人事行政に関する業務を遂行することができる。	経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。	

◎岡山県人事委員会公示第四号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号（選考により採用する職の範囲）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

本則中「第四十五条」を「第三十九条」に改め、本則第一号中「第十五条第五号」を「第十一条第五号」に改め、本則第二号中「第十五条第六号」を「第十一条第六号」に改める。

附 則

この公示は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第五号

選考を任命権者に委任する職の範囲を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

選考を任命権者に委任する職の範囲

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）第二十九条第一項の規定により、次に掲げる職の選考を任命権者に委任する。

- 一 非常勤の職（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十八条第一項に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職を除く。）への採用
- 二 警察官の階級の上位の階級に属する職への昇任（警視の階級に属する職への昇任を除く。）
- 三 県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職に現に任用されている者をもって充てようとする他の地方公共団体の県費負担の小中学校事務職員の職への採用
- 四 県費負担の学校栄養職員の岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）別表第六等級別基準職務表に定める等級（次号において「等級」という。）が医療職給料表（二）の上位の級の職（六級以上の級の職を除く。）への昇任
- 五 県費負担の小中学校事務職員の等級が行政職給料表の上位の級の職（六級以上の級の職を除く。）への昇任

附 則

（施行期日）

- 1 この公示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（関係公示の廃止）

- 2 昭和三十年岡山県人事委員会公示第二号は、廃止する。

◎岡山県選管告示第十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十七日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム若宮園	岡山市南区箕島三五六六	を
特別養護老人ホームせとうちの郷	岡山市東区西大寺北九六六	
特別養護老人ホーム若宮園	岡山市南区箕島三五六六一	に改める。

◎岡山県警察告示第九号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県警察告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県警察本部長 西 郷 正 実

第一条中「第十六条の規定による」を「第十六条の」に、「第三十五条の規定による」を「第三十四条に規定する」に改める。
第十条第一項中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

様式第一号中「第6条第1項」を「第5条」に

開示の方法	1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
-------	------	----------	---------

を

開示の方法	1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付）
-------	---

とする。

様式第二号の注ご次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第三号中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しを提起することができます」とする。同様の注ごを加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第四号中「第11条第2項」を「。以下「条例」という。）第11条第2項」に、「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取

岡山県行政情報公開条例第7条第 号該当

条例第7条第 号該当 条例第10条該当

消しの訴えを提起することができます」

Large empty rectangular box for text input.

と

Large empty rectangular box for text input.

と

と

様式第八号中「」に拙づきと。以下「条例」という。）第5条の規定により「」
条例第14条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」

に」と「あなた（貴団体）に」
「本件開示請求」

公文書に記録されている 情報	
-------------------	--

と

請求のあった公文書に記 録されているあなた（貴 団体）に関する情報の内 容	
条例第14条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由	条例第14条第2項第 号適用 (理由)

に改める。
様式第九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第9号（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県警察本部長 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

請求のあつた公文書	
意見 〔 該当する番号を ○で囲み、必要 な事項を記入し てください。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり公文書を開示することと決定しましたので、」や「第14条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容		開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県警察告示第十号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県警察本部 西 郷 正 実

第一条中「第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」に改める。

様式第二号中「第15条第1項」や「第14条第1項」及び「保有個人情報が記録された」や「内容」や「内容及び保有個人情報の内容」及び

「
1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写しの交付
」

「
1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写し（複製物）の交付
」

に改める。

様式第四号中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内」にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

様式第五号中「第19条第2項」や「。以下「条例」という。）第19条第2項」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決

定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内」にこの決定の取

「
岡山県個人情報保護条例第16条第 号該当
」

「
 条例第16条第 号該当 条例第18条該当
 開示請求に係る保有個人情報を保有していない。
(理由)
」

消しの訴えを提起することができます」及び

や

に改める。

を。

様式第九号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により」及び「 に」や「あなた（貴団体）に」及び「本件開示請求」や「つきましては、条例第23条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」及び

「
開示請求のあった保有個
」

<p>開示請求に係る保有個人 情報に含まれている情報 の内容</p>	
--	--

を

<p>個人情報に含まれているあ なた（貴団体）に関する 情報の内容</p>	<p>個人情報に含まれているあ なた（貴団体）に関する 情報の内容</p>
<p>条例第23条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由</p>	<p>条例第23条第2項第 号適用 (理由)</p>

に改める。

様式第十号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県警察本部長 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求のあつた 保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第十二号の「 」や「 第 号で照会しましたあなた（貴団体）」及び「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、」や「第23条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起

算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容	
---------	--

や

開示決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
---------------------------------------	--

とあります。

様式第十二号の「第28条第1項」や「第27条第1項」及び

様式第十二号の「第28条第1項」及び「第27条第1項」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

様式第十二号の「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により」及び「 に」や「あなた（貴団体）に」及び「本件訂正等請求」や「つきましては、条例第32条第1項の規定により意見照会をしますので、本件訂正等請求」及び

様式第十九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第19号（第18条関係）

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県警察本部長 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

訂正等請求のあつた保有個人情報	
意見 〔 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 〕	1 訂正等をされても支障が生じない。 2 訂正等をされると支障が生ずる。 （1）訂正等により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」及び「の訂正等請求について」や「については、訂正等を行うことと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報の訂正等を行うことと決定しましたので、」や「第32条第2項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日

の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

訂正等決定の内容	
----------	--

や

訂正等決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
--	--

と定める。

様式第二十一号中「第34条第1項」や「第33条第1項」及び定める。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第五号

警察署協議会運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公安委員会

警察署協議会運営規則等の一部を改正する規則

(警察署協議会運営規則の一部改正)

第一条 警察署協議会運営規則(平成十三年岡山県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「60日」を「3月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「6箇月」を「6月」に改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成十九年岡山県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号及び様式第五号中「60日」を「3月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「6箇月」を「6月」に改める。

(利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第三条 利用カードの販売の届出等に関する規則(平成十四年岡山県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第六号及び様式第七号中「60日」を「3月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「6箇月」を「6月」に改める。

(拡声機等による暴騒音規制条例施行規則の一部改正)

第四条 拡声機等による暴騒音規制条例施行規則(昭和五十九年岡山県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「60日」を「3月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「6箇月」を「6月」に改める。

(岡山県道路交通法施行細則の一部改正)

第五条 岡山県道路交通法施行細則(昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第五号の六及び様式第八号中「60日」を「3月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「6箇月」を「6月」に改める。

(岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部改正)

第六条 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則(平成十八年岡山県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第十号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 行進及び集団示威運動に関する条例施行規則(昭和四十三年岡山県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号及び様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第六号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公安委員会

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成十四年岡山県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第二号ハの規定による」を「第七条第二号ハの」に、「第十六条の規定による」を「第三十五条の規定による」を「第三十四条の規定する」に改める。

第十二条第一項中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

様式第一号中「第6条第1項」を「第5条」に、

開示の方法

- 1 閲覧
- 2 視聴又は聴取
- 3 写しの交付

を

開示の方法	<ul style="list-style-type: none"> 1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写し（複製物）の交付 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付
-------	---

に改める。

様式第二号の注に次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できません」に、「この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができず」に改め、同様式の注に次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第四号中「第11条第2項」を「第11条」という。以下「条例」という。第11条第2項に「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「できま

す」や「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か

岡山県行政情報公開条例第7条第 号該当

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」じ

や

- 条例第7条第 号該当 条例第10条該当
- 開示請求に係る公文書を保有していない。
(理由)

に始まる。

「

様式第九号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。」第5条の規定により」並びに「
 条例第14条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」並びに

に」や「あなた（貴団体）に」並びに「本件開示請求」や「つきましては、

公文書に記録されている 情報	
-------------------	--

や

請求のあった公文書に記 録されているあなた（貴 団体）に関する情報の内 容	
条例第14条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由	条例第14条第2項第 号適用 （理由）

に改める。

様式第九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第9号（第7条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県公安委員会 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

請求のあつた公文書	
意見 〔 該当する番号を ○で囲み、必要 な事項を記入し てください。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり公文書を開示することと決定しましたので、」や「第14条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

開示決定の内容		開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
---------	--	-------------------------------------	--

に改める。

様式第二十号中「不服申立て」や「審査請求」及び「第17条」や「第17条第1項」及び「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」や「岡山県行政不服等審査会」及び

不服申立ての内容	を	審査請求の内容	に改める。
----------	---	---------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県行政情報公開条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岡山県公安委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」と改める。

様式第二号中「第15条第1項」を「第14条第1項」と改め、「保有個人情報記録された」と改め、「内容」を「内容及び保有個人情報の内容」と改める。

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
------	----------	---------

1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写し（複製物）の交付
------	----------	--------------

と改める。

様式第四号中「60日」を「3月」とし、「異議申立て」と「審査請求」とし、「6箇月」を「6月」とし、「できます」と改め、「できません」と改め、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第五号中「第19条第2項」を「。以下「条例」という。）第19条第2項」とし、「60日」を「3月」とし、「異議申立て」と「審査請求」とし、「6箇月」を「6月」とし、「できません」と改め、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」と改め、

岡山県個人情報保護条例第16条第 号該当

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」と改め、

と改め、

<input type="checkbox"/> 条例第16条第 号該当	<input type="checkbox"/> 条例第18条該当
--------------------------------------	-----------------------------------

開示請求に係る保有個人情報を持っていない。
(理由)

と定める。

様式第九号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により」及び「
 では、条例第23条第1項（第2項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」及び「つぎまし

開示請求に係る保有個人情報に 含まれている情報 の内容	
-----------------------------------	--

開示請求のあった保有個人 情報に含まれているあ なた（貴団体）に関する 情報の内容	
条例第23条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由	条例第23条第2項第 号適用 (理由)

に改める。
 様式第十号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第10号（第10条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県公安委員会 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求のあつた 保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （1）開示により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第十一号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」と「の開示請求について」や「については、開示することと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、」や「第23条第3項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

「 開示決定の内容 」	「 開示決定をした保有個人 情報に含まれているあな た（貴団体）に関する情 報の内容 」
-------------------	---

と改める。

様式第十一号中「第28条第1項」や「第27条第1項」を改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」を改める。

様式第十一号中「」に基づき」や「。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により」及び「に」や「あなた（貴団体）に」及び「本件訂正等請求」や「つきましては、条例第32条第1項の規定により意見照会をしますので、本件訂正等請求」を改める。
様式第十九号を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

様式第19号（第19条関係）

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県公安委員会 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあつた件について、次のとおり回答します。

訂正等請求のあつた保有個人情報	
意見 〔 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 〕	1 訂正等をされても支障が生じない。 2 訂正等をされると支障が生ずる。 （1）訂正等により支障が生ずる部分 （2）その理由

様式第二十号中「の」や「、」第 号で照会しましたあなた（貴団体）」及び「の訂正等請求について」や「については、訂正等を行うことと決定しましたので」及び「に基づき次のとおり保有個人情報の訂正等を行うことと決定しましたので、」や「第32条第2項の規定により次のとおり」及び「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」及び

訂正等決定の内容	訂正等決定をした保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容
----------	--

と定める。

様式第二十号中「第34条第1項」や「第33条第1項」を定める。

様式第二十号中「第34条第1項」及び「第33条第1項」を定める。また「60日」及び「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「できます」や「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」を定める。

不服申立ての内容	審査請求の内容
----------	---------

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県

右代表者岡山県知事

二 事業の種類

主要地方道二七号岡山吉井線及び主要地方道七九号佐伯長船線改築工事（美作岡山道路・岡山県和気郡和気町小坂字八ヶ奥地内から同町小坂字廣畑ヶ地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		地積 (㎡)		収用し、又は使用する土地の面積 (㎡)	摘要
		公簿	現況	公簿	実測		
岡山県和気郡和気町小坂字才地	三四五番一	田	畑	三四一	三四一・二九	収用の部分 二一五・二	収用し、又は使用しようとする土地
岡山県和気郡和気町小坂字砂田	五八四番	田	田	一二五九	一二六〇・一四	○ 使用の部分 二〇・二三	（別図は省略）

四 土地所有者の氏名及び住所

土地登記簿上の名義人

周藤 律子 岡山県赤磐市桜が丘西一丁目二五番六号

五 土地に関して権利を有する関係人

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十八年三月十八日

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年三月二十九日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県

右代表者岡山県知事

二 事業の種類

主要地方道二七号岡山吉井線及び主要地方道七九号佐伯長船線改築工事（美作岡山道路・岡山県和気郡和気町小坂字八ヶ奥地内から同町小坂字廣畑ヶ地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	公簿	現況	公簿	地積 (㎡)		概要
				公簿	実測	
岡山県和気郡和気町小坂字砂田 番 五九〇	畑	畑	二〇八	二一〇・〇五	収用し、又は使用する土地	収用し、又は使用する土地
番 三四三	田	畑	三四三・一〇	三四三・一〇	収用の部分	は別図のとおり
					○	（別図は省略）
					六・五八	

平成28年3月29日 岡山県公報 第11773号

四 土地所有者の氏名及び住所

土地登記簿上の名義人

周藤日出夫 岡山県赤磐市桜が丘西一丁目二五番六号

五 土地に関して権利を有する関係人
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十八年三月十八日